

監査公表第 694 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定しましたので、次のとおり公表します。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市監査委員 大 西 均

同 久 保 勝 信

同 西 村 京 三

同 海 沼 芳 晴

平成 25 年度

行政監査結果報告

平成 26 年 3 月

京 都 市 監 査 委 員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ及び選定理由	1
(1) テーマ	1
(2) 選定理由	1
2 監査の目的及び着眼点	1
(1) 目的	1
(2) 着眼点	2
3 監査の対象	2
(1) 監査対象局等	2
(2) 監査対象の任意団体	2
(3) 監査の対象年度	2
(4) 監査の実施期間	2
4 監査の実施方法	2
(1) 全庁調査	2
(2) 抽出調査	3
第2 任意団体の概要	5
1 任意団体の定義	5
2 本市における取組	5
3 「任意団体等における計理事務の留意点について」の概要	6
4 調査の結果	8
(1) 事務局の設置状況	8
(2) 事務局の運営状況	12
第3 監査の結果	21
1 規程等は適切に整備されているか	21
(1) 会計規則及び専決規程等の整備	21
2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか	24
(1) 予算書及び決算書の作成	24
(2) 総会等の認定	25
(3) 契約事務	27
(4) 繰越金及び積立金等の適正化	29
(5) 補助事業の遂行	31
(6) 委託事業の履行	34
(7) 各委員に対する本市からの経費支出	36
3 事務処理は適正に行われているか	37
(1) 支出決定行為及び精算行為	37
(2) 専決権限の行使	40
(3) 会計帳簿の作成	41
(4) 現金出納簿の作成	42
(5) 現金の保管	44

(6) 物品等の管理	46
(7) 経費の負担区分	49
(8) 税務事務	51
4 同種の団体の事務処理方法等で、区役所等の間で統一できるようなものはないか	52
(1) 事務局の設置	52
(2) 事務処理方法の統一	53
5 定期的な事務の点検や見直し等、チェック体制や適切な管理の仕組みが機能しているか	55
(1) 定期的な事務処理の点検	55
(2) 課等における照合確認の実施	57
第4 全体意見	59

別添 「任意団体等における計理事務の留意点について」 についての見直し検討項目
資料 全区調査の集計結果

表記に関する注意事項

- 注1 文中に用いる金額は、原則として10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中及び表中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、構成比については、総計と内訳の計とが一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) テーマ

区役所及び区役所支所に事務局を置く任意団体における事務処理について

(2) 選定理由

本市の区役所及び区役所支所（以下「区役所等」という。）には、市民・区民との協働によるまちづくりを推進していくために、各種の任意団体の事務局が設置されている。

任意団体については、行政の各種事業を補完する目的で設立されているものも多く、本市においても、そうした団体については、補助金、負担金等（以下「補助金等」という。）を交付するほか、団体の活動促進や育成を図るために、区役所等に団体の事務局を置き、本市職員が予算の収支管理や関係機関への連絡等に係る事務処理業務を担っている状況にある。

一方で、これらの団体については、区役所等とは制度上別個の組織であるため、取り扱っている現金についても公金とはならないことから、直接的には本市の会計規則等が適用されないこととなる。

しかしながら、本市から補助金等の交付を受けている団体や本市職員が計理事務を担当している団体が、少なからず存在している現状から、団体においても、本市の公金の取扱いに準じた適正な事務処理に努める必要がある。

任意団体に係る事務処理については、毎年度実施している財政援助団体等監査において、監査対象となった補助金等の財政的援助に係る事務に限り監査しており、また、平成20年度には、全庁的な取組として、任意団体における計理事務の点検等が実施されているが、現時点での任意団体の実態が十分に把握できていない状況にある。

そこで、区役所等に事務局を置く任意団体における事務処理の状況について、現状を検証するためテーマとして選定した。

2 監査の目的及び着眼点

(1) 目的

区役所等における任意団体の設置状況を把握し、団体の規程等の整備状況及び事務の処理状況並びに管理体制の状況等について監査し、適正かつ効率的な事務処理

の確保及び市民・区民の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 着眼点

都市監査基準準則第 22 条の別項第 4 行政監査の着眼点を参考に、主として次に掲げる着眼点について、後述する「任意団体等における計理事務の留意点について」を踏まえて監査を実施した。

ア 規程等は適切に整備されているか。

イ 設立目的に沿った事務局運営が行われているか。

ウ 事務処理は適正に行われているか。

エ 同種の団体の事務処理方法等で、区役所等の間で統一できるようなものはないか。

オ 定期的な事務の点検や見直し等、チェック体制や適切な管理の仕組みが機能しているか。

3 監査の対象

(1) 監査対象局等

11 区役所及び 3 区役所支所

(2) 監査対象の任意団体

区役所等に事務局を置き、又は本市の職員がその計理事務等を担当している団体（監査対象期間中に設立又は廃止された団体を含む。）

なお、次のア、イのいずれかに該当する団体を任意団体とした。

ア 独立した会則を持つ団体（法人を除く。）

イ 独立した会計を持つ団体（法人を除く。）

(3) 監査の対象年度

平成 24 年度及び平成 25 年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

(4) 監査の実施期間

平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月まで

4 監査の実施方法

監査は、次の(1)及び(2)の方法により実施した。

(1) 全庁調査

ア 全区調査

(ア) 上記の監査対象局等（11 区役所及び 3 区役所支所）に対し、任意団体の事務

局の設置状況及び運営状況等に関する調査を行い、後述する「任意団体等における計理事務の留意点について」を踏まえた事務処理の状況等を確認した。

(イ) 監査対象の任意団体の諸規程及び予算決算の状況等を確認した。

イ 全局調査

上記アの調査のほか、全庁的な状況を把握するために、監査対象局等以外の局等（環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，建設局，会計室，消防局，交通局，上下水道局，市会事務局，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査事務局及び農業委員会事務局）に対し，任意団体の事務局の設置状況及び運営状況に関する調査を行った。

(2) 抽出調査

上記(1)アの調査の結果を踏まえ，区役所等に共通して設置されている団体を中心として，予算規模及び現金管理上のリスク等を考慮したうえで，次の表に掲げる7区9課等，15団体を抽出し，関係帳簿，証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い，必要なものについて実地調査を実施した。

中京区役所	地域力推進室		中京区民ふれあい事業実行委員会
東山区役所	地域力推進室 福祉部	支援保護課	東山「観光・交通・環境」協力会議 東山区地域福祉推進委員会
山科区役所	地域力推進室		ふれあい“やましな”実行委員会
南区役所	地域力推進室		社会福祉法人京都府共同募金会南区共同募金会
右京区役所	地域力推進室 保健部	健康づくり 推進課	右京区赤十字奉仕団 右京区まちづくり区民会議 右京保健協議会連合会 右京献血推進実行委員会
西京区役所	地域力推進室		西京区民ふれあい事業実行委員会 西京区スポーツ推進委員会 西京区（桂川）中学校夜間校庭開放事業運営委員会

			西京区交通対策協議会 西京区交通安全推進会連合会
伏見区役所	福祉部	福祉介護課	京都市伏見区民生児童委員会及び 同伏見ブロック

第2 任意団体の概要

1 任意団体の定義

監査対象の任意団体については、第1 3(2)に掲げたとおりであるが、その詳細は次のとおりとした。

(1) 「区役所等（又は本市）に事務局を置く」について

ア 団体の会則等における事務局の所在地が区役所等（又は本市の庁舎や事業所）内であるもの

イ （団体の会則等はないが）実態的な拠点が区役所等（又は本市の庁舎や事業所）内であるもの

ウ 会の招集などの世話役を本市が行っている地域団体や業界団体の連合会等

(2) 「本市の職員がその計理事務等を担当している」について

ア 通帳等を保管しているもの

イ 書類作成、決裁等の事務を行っているもの

ウ （団体全体の計理事務は担当していないが）本市の補助金に係る申請事務等を行っているもの

(3) 対象から除くもの

ア 職員の親睦会等、業務（本市の事務の執行）と関係がないもの

イ 地方公共団体等で構成される団体で、持ち回りにより当番市等に事務局が置かれるもの

2 本市における取組

本市に事務局を置く任意団体における事務処理について、本市における近年の主な取組等の状況は次のとおりである。

年月	主な取組等
平成12年10月 平成13年3月	京都市任意団体等計理事務における不祥事防止対策委員会の設置 任意団体等の計理事務の適正な執行について（通知） ※ 上記委員会報告書及び会計準則の周知徹底及び取組を求めた。
平成14年度	包括外部監査「芸術文化の振興に関する事業及び文化施設の管理・運営について」

平成 18 年 8 月	※ 任意団体の実態も併せた監査を実施した。
同年 9 月	信頼回復と再生のための抜本改革大綱
	「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に係る局区等の取組指針について（通知）
平成 19 年 2 月	各所属で保管する金銭等の管理について（通知）
	任意団体等における計理事務の留意点について（職員研修「財務会計基礎講座」内）
	※ 上記委員会報告書に基づき留意点及び会計準則を作成した。
	任意団体等における計理事務の留意点等について（通知）
	※ 上記研修資料の周知状況及び任意団体等の事務管理状況について報告を求めた。
平成 20 年 6 月	任意団体等における計理事務の再点検等について（通知）
	※ 任意団体等における計理事務の処理状況について、監察担当ラインによる確認、措置及び報告を求めた。
平成 22 年以降	所属長によるコンプライアンス・チェックシート
	※ チェック項目に、「所管する団体において、「任意団体等における計理事務の留意点について」に従った取扱いがされていることを確認している。」を含み、年に 1 回、点検、報告を求めている。

3 「任意団体等における計理事務の留意点について」の概要

「任意団体等における計理事務の留意点について」（以下「留意点」という。）においては、本市に事務局を置き、かつ、本市職員がその計理事務を担当している団体における計理事務の在り方について、以下の留意点を基本原則に据えながら、各局区等において実態に即した事務処理体制を構築し、公金の取扱いに準じた事務処理を徹底して進めていくことが必要であるとされている。

(1) 会計規則及び専決規程の整備

統一的基準を準用し、全ての団体において会計規則及び専決規程の整備を行うこと。

(2) 予算書及び決算書の作成

原則として全ての団体において予算書及び決算書を作成し、総会等において認定

を受けること。

(3) 監査の実施

決算監査に際しては、当該団体の監事（監査役）による監査を必ず実施すること。

(4) 本市からの補助金等の公金受領手続の厳格化

補助金等の公金の受領に際しては、次のとおりとすること。

ア 申請書や口座振込依頼書の記入者と請求印を押印する者を別人とすること。

イ 口座振込依頼書又は会計室に口座登録を行う方法により受領すること。

ウ やむを得ず現金受領を行う場合は、現金出納簿に記帳し管理すること。

(5) 支出決定行為及び精算行為の実施

ア 支出決定行為は必ず行うこと。

イ 支出の最終決定者は、本市課長級以上の職員又は団体役員とすること。

ウ 精算行為を実施し、担当者は領収書、利用明細書等の証拠書類を支出決定権者まで供覧すること。

エ 支出決定権者は必要に応じて団体の代表者に報告を行うこと。

(6) 会計帳簿の作成と預金通帳の照合

ア 年1回ずつの収入支出しか行わない団体を除き、会計帳簿は必ず整備すること。

イ 支出の都度、会計帳簿の記入者とは別人が通帳との照合を行うこと。

ウ 1箇月に1回、証拠書類、預金現金残高及び会計帳簿の照合及び確認を担当者以外の者が必ず行うこと。

(7) 預金通帳と銀行印の管理体制の確立

ア 預金通帳と銀行印の管理者を別人とすること。

イ 現金の保管金額の多少にかかわらず預金口座を開設すること。

(8) 現金管理と現金出納簿の作成

ア 小口現金の管理は必要最小限にとどめ、高額、かつ、長期にわたる現金管理をすることのないよう管理すること。

イ 現金管理を行う団体においては、現金出納簿を作成するとともに、現金管理職員を定めること。

(9) キャッシュカードの取扱いの厳格化

ア キャッシュカードは原則として使用しないこと。

イ やむを得ず使用する場合は、通帳と銀行印による支出方法と同様に、事前に支

出決定行為を行い、通帳と併せて使用すること。

ウ キャッシュカードの管理は支出決定権者である課長級職員が行うこと。

(10) 切手の取扱いの厳格化

切手は本市に準じて取り扱い、受払簿を作成するとともに保管責任者（係長級職員）を定めること。

(11) タクシーチケットの取扱いの厳格化

タクシーチケットは本市に準じて取り扱い、交付整理簿及び使用簿を作成するとともに保管責任者（係長級職員）を定めること。

4 調査の結果

上記第1 4(1)に掲げた任意団体の事務局の設置状況及び運営状況に関する全庁調査（全区調査及び全局調査）の結果は、次のとおりであった。

(1) 事務局の設置状況

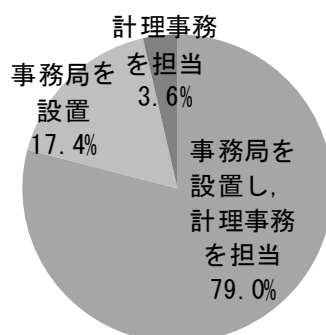
ア 本市に事務局を設置し、又は本市職員が計理事務を担当している団体数

本市に事務局を設置し、又は本市職員が計理事務を担当している団体数は、94課等 305 団体であり、その内訳は、次の表のとおりであった。

（単位：団体，％）

設置又は担当状況	団体数	割合
事務局を設置し、計理事務を担当	241	79.0
事務局を設置	53	17.4
計理事務を担当	11	3.6
合計	305	100.0

注 平成24年度及び平成25年度の延べ団体数（統合した団体について、平成24年度 2 団体、平成25年度 1 団体の計 3 団体としている。）

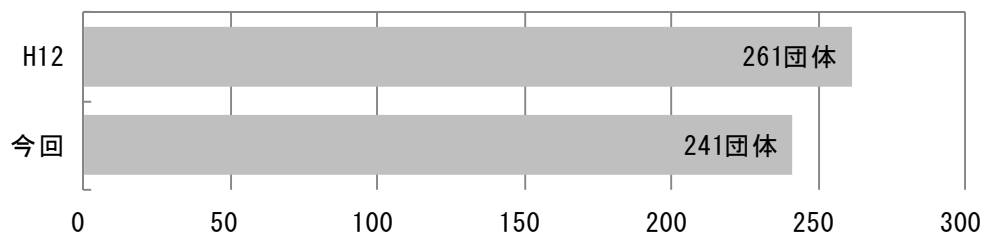


このうち、区役所等に事務局を設置し、又は区役所等の職員が計理事務を担当しているものは、課等数の 55.3% に当たる 52 課等、団体数の 66.2% に当たる 202 団体であった。

また、平成 12 年度に任意団体等計理事務における不祥事防止対策委員会が、本市に事務局を設置し、かつ、本市の職員がその計理事務を担当している団体を対象として実施した実態調査（以下「平成 12 年度の調査」という。）では、該当する団体数は 261 団体であり、20 団体（7.7%）減少した。

（単位：団体，％）

設置又は担当状況	団体数		比較	
	平成12年度	今回	増△減	増△減率
事務局を設置し、計理事務を担当	261	241	△ 20	△ 7.7

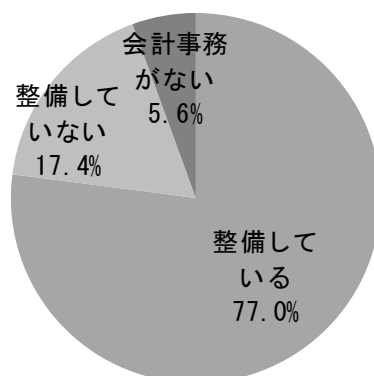


イ 会計規則及び専決規程の整備状況

各団体における会計規則及び専決規程の整備状況は、次の表のとおりであった。

（単位：団体，％）

会計規則及び専決規程の整備状況	団体数	割合
会計規則及び専決規程を整備している	235	77.0
会計規則又は専決規程を整備していない	53	17.4
会計事務がない	17	5.6
合計	305	100.0



会計規則又は専決規程を整備していないと回答があった団体は、53 団体であり、そのうち、区役所等に事務局を設置し、又は区役所等の職員が計理事務を担当しているものは、40 団体（75.5%）であった。

また、平成12年度の調査では、会計規則を整備している団体は31団体(11.9%)、専決規程を整備している団体は16団体(6.1%)であり、本市に事務局を設置し、かつ、本市職員が計理事務を担当している団体が整備している割合は、大きく上昇した。



ウ 事務局の事務を担当している本市職員数

各団体の事務局の事務を担当している本市職員数は、次の表のとおりであった。

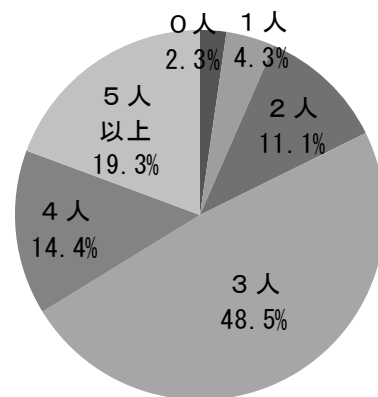
(単位：団体，%)

本市職員数	団体数	割合
0人	7	2.3
1人	13	4.3
2人	34	11.1
3人	148	48.5
4人	44	14.4
5人以上	59	19.3
合計	305	100.0

1団体当たり平均職員数 4.0人

1団体当たり最多職員数 44人

(本部及び各支部の合計)



エ 本市に事務局を設置し、又は本市職員が計理事務を担当している年数

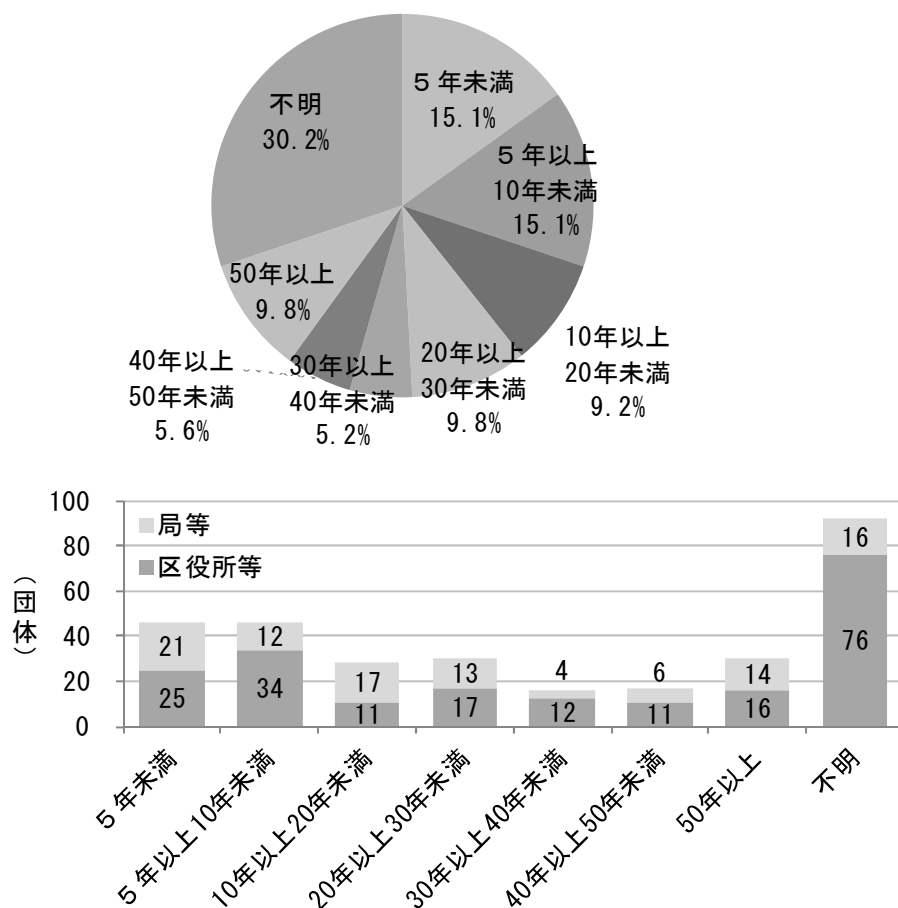
本市に事務局を置き、又は本市職員がその計理事務を担当し始めてからの、平成24年度末時点での経過年数（月単位以下は切捨て）は、次の表のとおりであった。

（単位：団体，％）

設置又は担当年数	団体数	割合
5年未満	46	15.1
5年以上10年未満	46	15.1
10年以上20年未満	28	9.2
20年以上30年未満	30	9.8
30年以上40年未満	16	5.2
40年以上50年未満	17	5.6
50年以上	30	9.8
不明	92	30.2
合計	305	100.0

平均設置年数（不明を除く。） 21.5 年

最長設置年数 66 年



(2) 事務局の運営状況

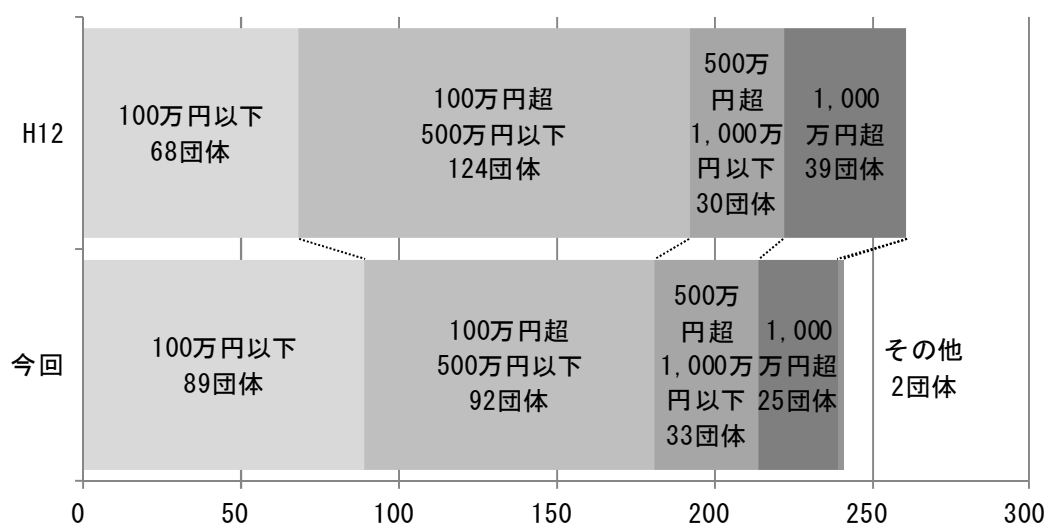
ア 平成 24 年度決算の状況

(ア) 年間取扱金額

平成 24 年度（会計年度が異なる団体の場合は、前会計年度。以下、本項アにおいて同じ。）の年間取扱金額の合計は、34 億 6,247 万円であり、その内訳は、次のとおりであった。



また、本市に事務局を設置し、かつ、本市職員が計理事務を担当している団体の年間取扱金額について、平成 12 年度の調査（100 万円以下の団体、100 万円を超え 500 万円以下の団体、500 万円を超え 1,000 万円以下の団体、1,000 万円を超える団体の各団体数）との比較は、次のとおりであった。



(イ) 収入金額

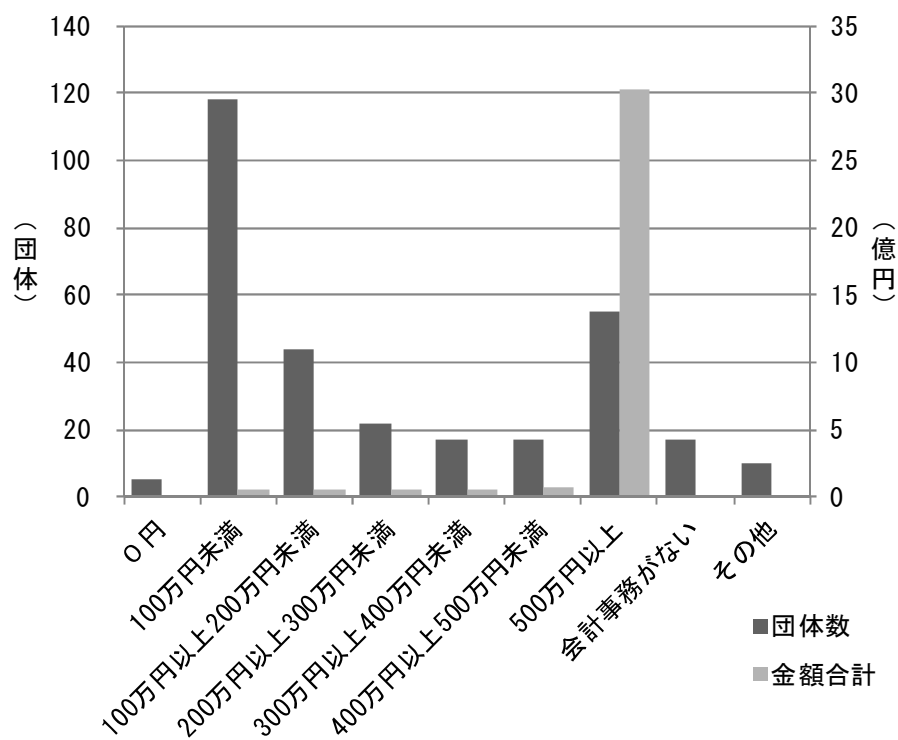
各団体の平成24年度収入金額（前年度からの繰越金額を除く。）は、次の表のとおりであった。

（単位：団体、千円、％）

収入金額	団体数		金額合計	
		割合		割合
0円	5	1.6	－	－
100万円未満	118	38.7	48,860	1.5
100万円以上200万円未満	44	14.4	59,191	1.8
200万円以上300万円未満	22	7.2	53,965	1.6
300万円以上400万円未満	17	5.6	57,705	1.7
400万円以上500万円未満	17	5.6	75,656	2.3
500万円以上	55	18.0	3,023,193	91.1
会計事務がない	17	5.6	－	－
その他（注）	10	3.3	－	－
合計	305	100.0	3,318,570	100.0

最高金額 765,415 千円（既に解散した団体を除く最高金額は550,517 千円）

注 「その他」は、平成25年度に設立された団体等。以下同じ。



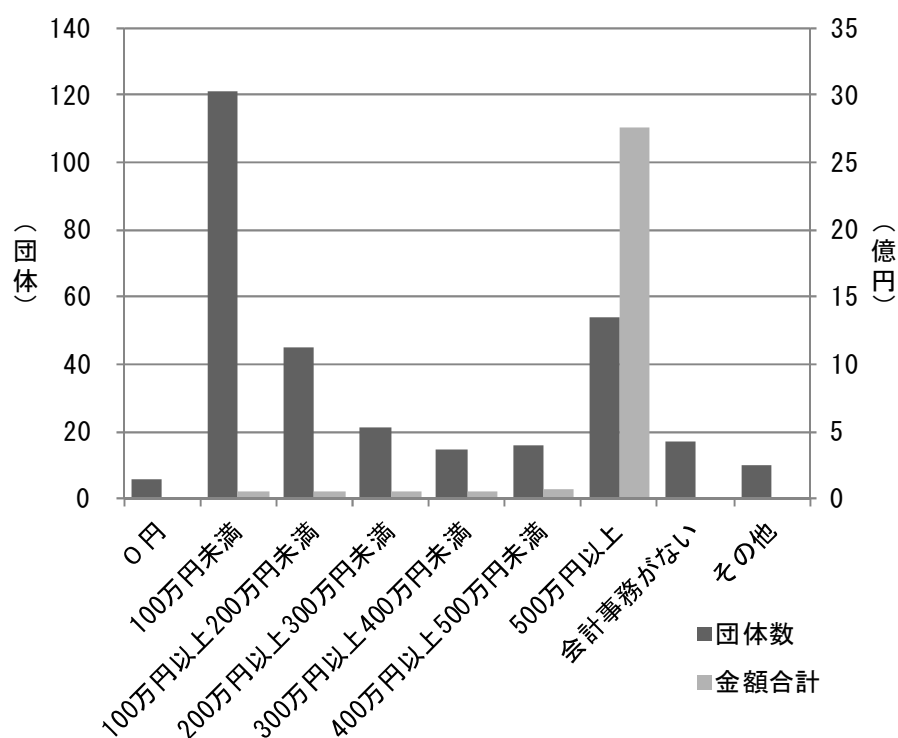
(ウ) 支出金額

各団体の平成24年度支出金額（翌年度への繰越金額を除く。）は、次の表のとおりであった。

（単位：団体、千円、％）

支出金額	団体数		金額合計	
		割合		割合
0円	6	2.0	－	－
100万円未満	121	39.7	48,688	1.6
100万円以上200万円未満	45	14.8	61,104	2.0
200万円以上300万円未満	21	6.9	51,467	1.7
300万円以上400万円未満	15	4.9	51,830	1.7
400万円以上500万円未満	16	5.2	70,784	2.3
500万円以上	54	17.7	2,768,690	90.7
会計事務がない	17	5.6	－	－
その他	10	3.3	－	－
合計	305	100.0	3,052,563	100.0

最高金額 569,300 千円（既に解散した団体を除く最高金額は546,693 千円）



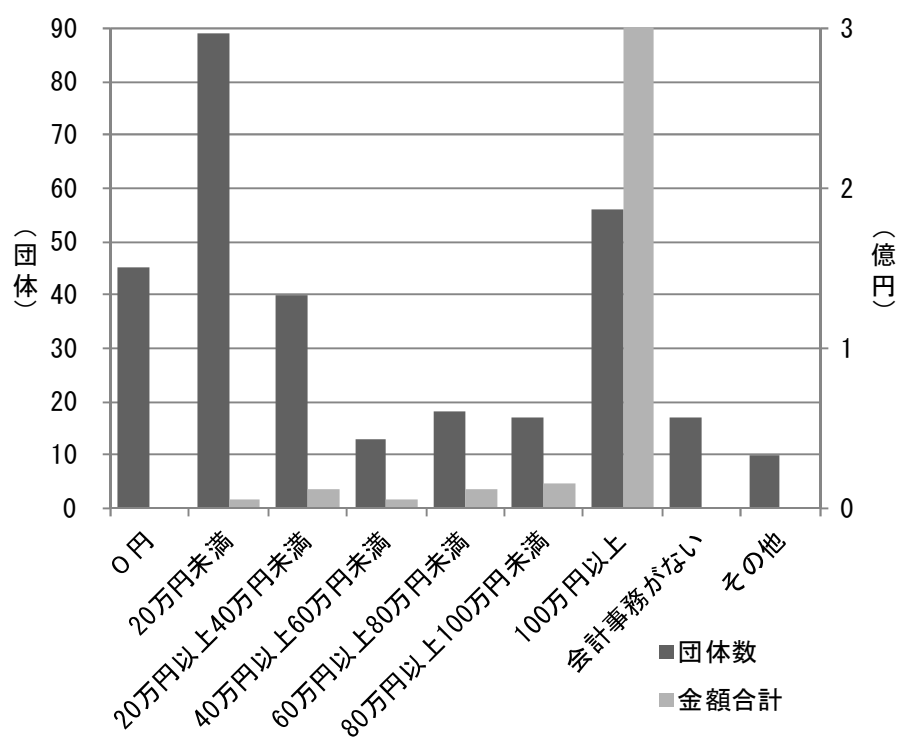
(エ) 翌年度への繰越金額

各団体の平成 24 年度決算における平成 25 年度への繰越金額は、次の表のとおりであった。

(単位：団体、千円、%)

翌年度への繰越金額	団体数		金額合計	
		割合		割合
0 円	45	14.8	—	—
20万円未満	89	29.2	5,333	1.3
20万円以上40万円未満	40	13.1	12,159	3.0
40万円以上60万円未満	13	4.3	6,028	1.5
60万円以上80万円未満	18	5.9	12,400	3.0
80万円以上100万円未満	17	5.6	15,520	3.8
100万円以上	56	18.4	358,470	87.5
会計事務がない	17	5.6	—	—
その他	10	3.3	—	—
合計	305	100.0	409,909	100.0

最高金額 211,955 千円 (既に解散した団体を除く最高金額は14,343 千円)



翌年度への繰越金額が 100 万円以上であると回答があった団体は、56 団体であり、そのうち、区役所等に事務局を設置し、又は区役所等の職員が計理事務を担当しているものは、31 団体 (55.4%) であった。

イ 平成 24 年度に本市から交付された補助金等の状況

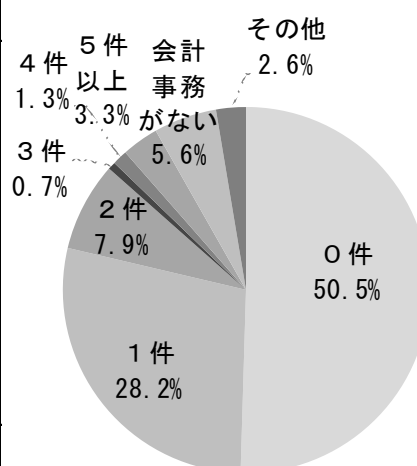
(ア) 補助金等の件数

各団体が平成 24 年度に本市から交付された補助金等（注）の件数は、次の表のとおりであった。

注 補助金，交付金，貸付金，損失補償，利子補給その他の財政的援助。分担金，負担金であっても実質的に財政援助の内容を有しているものを含む。以下同じ。

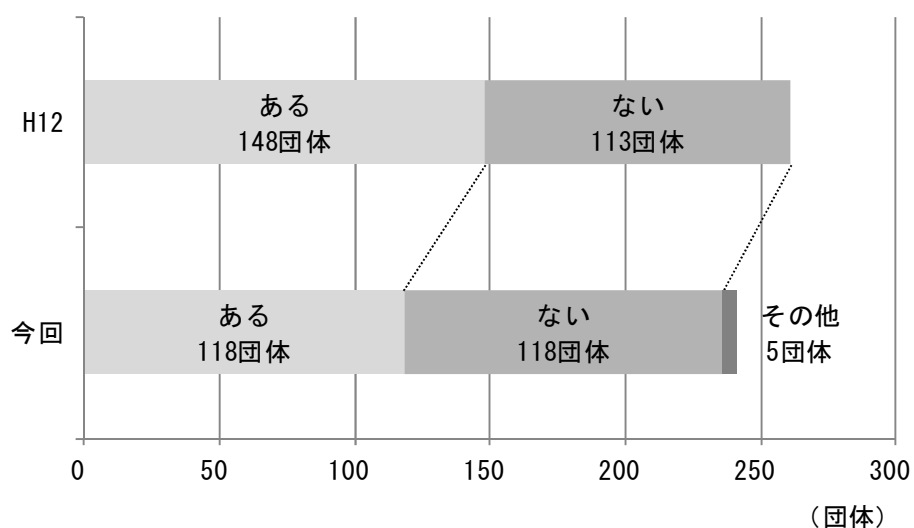
（単位：団体，％）

補助金等の件数	団体数	割合
0 件	154	50.5
1 件	86	28.2
2 件	24	7.9
3 件	2	0.7
4 件	4	1.3
5 件以上	10	3.3
会計事務がない	17	5.6
その他	8	2.6
合計	305	100.0



補助金等の件数合計 220 件

また、本市に事務局を設置し、かつ、本市職員が計理事務を担当している団体における本市から交付された補助金等の有無について、平成 12 年度の調査との比較は、次のとおりであった。



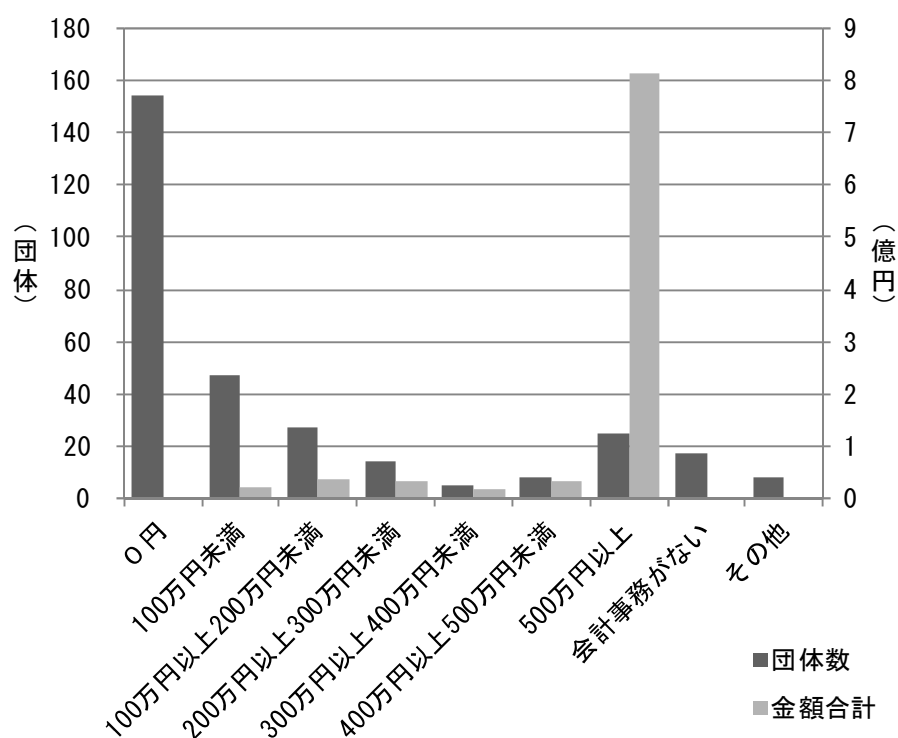
(イ) 補助金等の金額

各団体が平成24年度に本市から交付された補助金等の金額は、次の表のとおりであった。

(単位：団体，千円，%)

補助金等の金額	団体数		金額合計	
		割合		割合
0円	154	50.5	0	-
100万円未満	47	15.4	21,023	2.2
100万円以上200万円未満	27	8.9	38,395	4.0
200万円以上300万円未満	14	4.6	34,099	3.6
300万円以上400万円未満	5	1.6	16,187	1.7
400万円以上500万円未満	8	2.6	34,574	3.6
500万円以上	25	8.2	814,800	85.0
会計事務がない	17	5.6	0	-
その他	8	2.6	0	-
合計	305	100.0	959,078	100.0

最高金額 342,038 千円



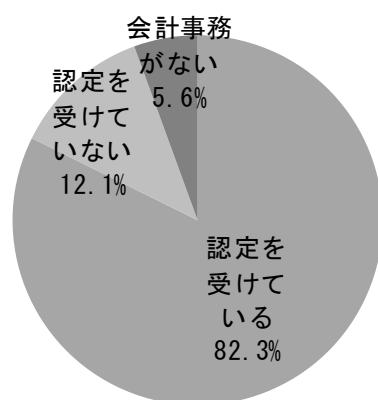
ウ 決算監査等の状況

(ア) 予算書及び決算書についての総会等の認定の状況

会計年度開始前，終了後における予算書，決算書についての団体の総会等の認定の状況は，次の表のとおりであった。

(単位：団体，％)

総会等の認定の状況	団体数	割合
認定を受けている	251	82.3
認定を受けていない	37	12.1
会計事務がない	17	5.6
合計	305	100.0



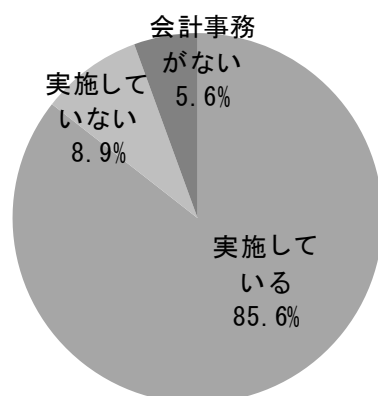
認定を受けていないと回答があった団体は，37 団体であり，そのうち，区役所等に事務局を設置し，又は区役所等の職員が計理事務を担当しているものは，30 団体（81.1％）であった。

(イ) 団体の監事等による決算監査の実施状況

団体の監事、監査役等による決算監査の実施状況は、次の表のとおりであった。

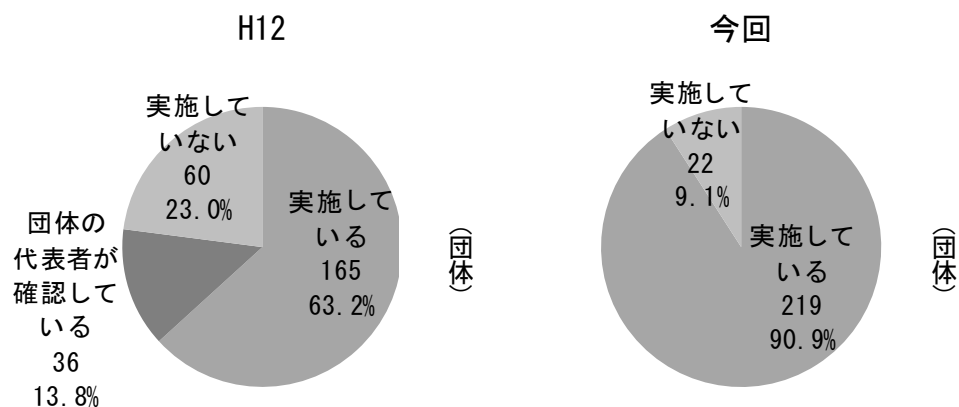
(単位：団体，％)

決算監査の実施状況	団体数	割合
実施している	261	85.6
実施していない	27	8.9
会計事務がない	17	5.6
合計	305	100.0



実施していないと回答があった団体は、27 団体であり、そのうち、区役所等に事務局を設置し、又は区役所等の職員が計理事務を担当しているものは、19 団体 (70.4%) であった。

また、平成 12 年度の調査では、団体役員による監査を実施している団体は、165 団体 (63.2%) であり、本市に事務局を設置し、かつ、本市職員が計理事務を担当している団体が実施している割合は、27.7 ポイント上昇した。

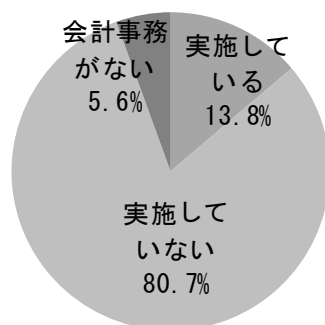


(ウ) 所管部局又は第三者機関による監査の実施状況

団体の監事等による決算監査以外の、区役所等、局等の所管課、上位団体（区役所等に共通して設置されている同種の団体を統括する団体をいう。以下同じ。）等による定期的な監査又は公認会計士、税理士その他が関与する監査の実施状況は、次の表のとおりであった。

（単位：団体，％）

監査の実施状況	団体数	割合
実施している	42	13.8
実施していない	246	80.7
会計事務がない	17	5.6
合計	305	100.0



第3 監査の結果

上記第1 2(2)等に掲げたとおり、着眼点ごとに、留意点又は公金の取扱いにおいて求められる事項等を踏まえ、適正かつ効率的な事務処理の在り方について検討しました。

監査の結果、区役所等に事務局を置く任意団体における事務処理については、おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

なお、全区調査において、留意点に沿った取扱いをしていないと回答があったものなどについては、留意点に係る事項として、第4 全体意見において、留意点の周知徹底等と併せて改善を求めます。

また、本市として統一的な取扱いをすることが望ましい事項については、全庁的な取扱いを求める事項として、留意点の見直しと併せて検討を求めます。

以下、留意点に係る事項、指摘事項、意見及び全庁的な取扱いを求める事項について、着眼点ごとに述べます。

1 規程等は適切に整備されているか

(1) 会計規則及び専決規程等の整備

ア 留意点等

(ア) 留意点においては、責任の所在を明確にし、事務処理の適正性を確保するため、統一的基準を準用し、全ての団体において会計規則及び専決規程の整備を行うこととされている。

(イ) また、支出の最終決定者は、本市課長級以上の職員又は団体役員とすることとされている。

イ 調査の結果

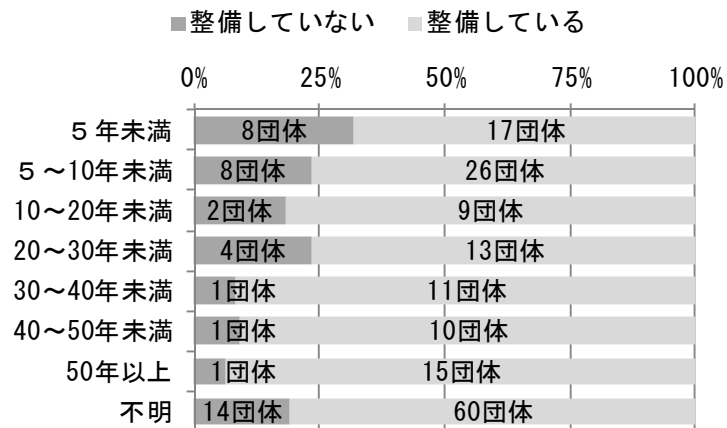
(ア) 全区調査

a 会計規則又は専決規程を整備していないと回答した団体が、40 団体（うち1 団体は廃止、1 団体は事務局を他の団体へ移管したため、38 団体）あった。

（単位：団体，％）

会計規則及び専決規程の整備状況	団体数	割合
会計規則及び専決規程を整備している	146	72.3
会計規則又は専決規程を整備していない	40	19.8
会計事務がない	16	7.9
合計	202	100.0

- b 次のとおり，本市に事務局を置き，又は本市職員がその計理事務を担当し始めてからの，平成24年度末時点での経過年数（月単位以下は切捨て）が5年未満であると回答があった団体のうち，会計規則又は専決規程を整備していないと回答があった割合が，32.0%であった。



- c 本市の係長又は課長補佐級職員に専決権限の一部を付与し，支出に係る最終決定者と規定していた団体があった。

(イ) 抽出調査

- a 専決規程を定めずに決定権者以外の本市職員が支出決定を行っていた団体があった（2団体）。
- b 区民等から募金として寄付金を募り，事業を実施していたが，使途，支出方法等を定めた規程等を整備していなかった団体があった。
- c 委員（団体の構成員をいう。以下同じ。）に対する旅費を支出していたが，支給基準等を定めた規程等を整備していなかった団体があった。

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

- a 決定権者以外の本市職員が支出決定を行っていた団体を含め，会計規則又は専決規程を整備していないと回答した団体については，規程等を整備するようにされたい（39団体）。
- b 本市の係長又は課長補佐級職員に専決権限の一部を付与し，支出に係る最終決定者と規定していた団体については，最終決定者を本市課長級以上の職員又は団体役員とするなど，適切に行うようにされたい。

(イ) 意見

- a 規程等を整備せずに募金として寄付金を募り、事業を実施していた団体については、使途、支出方法等を規程等として定め、適切な運用を確保されたい。
- b 規程等を整備せずに委員に対する旅費を支出していた団体については、支給基準等を規程等として定め、適切な運用を確保されたい。

2 設立目的に沿った事務局運営が行われているか

(1) 予算書及び決算書の作成

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、団体における年間の収支の総括を客観的に表すため、原則として全ての団体において予算書及び決算書を作成することとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 決算書の作成について、次のような事例があった。
- (a) 決算書を作成していないもの
 - (b) 事業別の収支決算書を作成し、団体全体の決算書を作成していないもの
(6団体、うち2団体は預金利子収入が決算書に記載されていないもの)
 - (c) 複数の団体等で実施した事業全体の収支決算書を作成し、団体独自の決算書を作成していないもの(2団体)
 - (d) 繰越金以外の積立金等について、決算書に記載していないもの(5団体)

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

- a 決算書を作成していなかった団体及び団体全体又は団体独自の決算書を作成していなかった団体については、これを作成するようにされたい(9団体)。
- また、繰越金以外の積立金等について、決算書に記載していなかった団体については、積立金等についても当該年度の収支及び合計額を記載するなど、団体の全ての資金の状況を明らかにするようにされたい(5団体)。

(2) 総会等の認定

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、団体における年間の収支の総括を客観的に表すため、原則として全ての団体において予算書及び決算書について、総会等において認定を受けることとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 予算及び決算について、それぞれ年度開始前、終了後に総会等の認定を受けていないと回答した団体が、30 団体あった。

(単位：団体，％)

総会等の認定の状況	団体数	割合
認定を受けている	156	77.2
認定を受けていない	30	14.9
会計事務がない	16	7.9
合計	202	100.0

- b 本市からの補助金の交付を受けている団体であって、決算について、本市の出納閉鎖期日までに総会等の認定を受けていなかったものがあった。

(イ) 抽出調査

- a 予算について、総会等の認定を受ける前に執行していた団体や、契約を締結していた団体があった（9 団体）。

- b 予算又は事業計画に係る総会等の開催状況は、次の表のとおりであった。

開催時期	団体数	前年度 決算等と 別に開催	団体数	年度開始 前の認定	団体数
年度開始前	1	別に開催	1	規定あり	2
年度開始後	14	同時開催	13	規定なし	12
合計	15	合計	14	合計	14

c 予算の執行状況は、次の表のとおりであった。

予算の超過 又は流用	団体数	予算の超過又は流用に係る対応	団体数
なし	4	書面による団体役員の同意又は議決等	2
あり	10	予算上、科目間の流用が可能	2
予算なし	(注) 1	予備費を計上	1
合計	15	手続又は記録なし	5
		合計	10

注 平成25年度は予算書を作成していたもの

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

- a 予算及び決算について、総会等の認定を受けていないと回答した団体については、総会等の認定を受けるようにされたい（30団体）。

(イ) 指摘事項

- a 予算について、総会等の認定を受ける前に執行していた団体や、契約を締結していた団体については、年度開始前に認定を受けるか、年度当初の予算執行について、暫定的に支出可能な範囲及びその手続をあらかじめ定めるようにされたい（9団体）。

(ウ) 意見

- a 本市からの補助金の交付を受けている団体であって、決算について、本市の出納閉鎖期日までに総会等の認定を受けていなかったものについては、出納閉鎖期日までに補助金の実績について組織的な確認を受けるようにされたい。
- b 予算の超過又は流用に係る手続又は記録がなかった団体については、予算の変更について総会等の認定を受けるか、予備費の計上や科目間の流用等、予算の変更が可能な範囲及びその手続をあらかじめ定めるようにされたい（5団体）。

(3) 契約事務

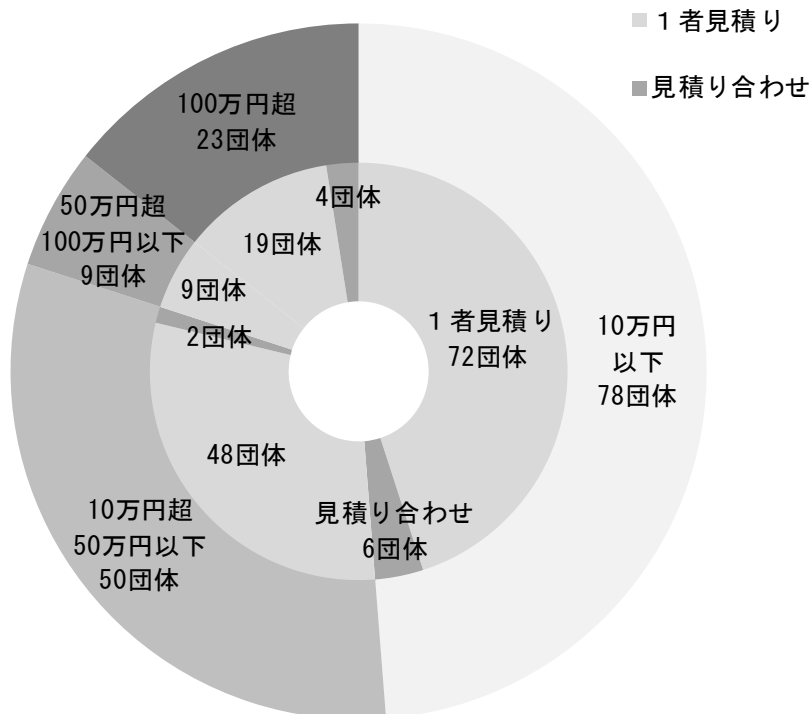
ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 京都市契約事務規則（以下「本市契約事務規則」という。）においては、随意契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。
- (ウ) また、同規則の施行に関する要綱においては、随意契約の締結に係る決定書案には、随意契約を行う理由及び契約の相手方を選定した理由を記載しなければならないとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 平成24年度に団体が締結した契約のうち、1件の契約金額が最も高額なものが10万円を超えていたと回答があった団体は、82団体であり、その契約について見積り合わせを行ったと回答があったのは、6団体であった。



(イ) 抽出調査

- a 1件の金額が10万円を超える1者随意契約を締結していた団体は、8団体

であり、そのうち契約の相手方の選定理由を決定書に記載していた団体はなかった。

1 者随意契約の例	支出金額（円）
会場設営	3, 286, 500
大会会場使用料等	2, 753, 068
会場設営	2, 233, 980
交通誘導業務（単価契約）	2, 101, 312
研修会経費	850, 222

- b 1 件 10 万円以上の契約については、2 人以上の者から見積書を徴するものと規定していた団体や、見積り合わせを実施していた団体があった（良好事例）。

見積り合わせの例	支出金額（円）
会場設営	1, 756, 125
バスツアー委託	304, 100
ポスター，チラシ及びチケット印刷	74, 571

ウ 監査の結果

(ア) 意見

- a 1 件の金額が 10 万円を超える 1 者随意契約を締結していた団体については、原則として 2 人以上の者から見積書を徴するものとする契約の金額を団体の実情に応じて定め、これを超えて 1 者随意契約を行う場合は、契約の相手方の選定理由を明らかにして決定行為を行うようにされたい（8 団体）。

(4) 繰越金及び積立金等の適正化

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 繰越金は、前年度収支における余剰分であり、積立金等の特定の目的に使用するものと翌年度事業に支出するための財源に区分される。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 翌年度への繰越金又は積立金等について、区役所等に事務局を置く団体全体の繰越金額の合計が9,316万円、積立金額の合計が3,754万円であった。
- b 翌年度への繰越金額について、100万円以上である団体は31団体、年間の支出金額以上である団体は24団体であった。

(単位：団体，％)

翌年度への繰越金額	団体数	割合
0円又は会計事務がない等	53	26.2
100万円未満	118	58.4
100万円以上	31	15.3
合計	202	100.0

(単位：団体，％)

翌年度への繰越金額	団体数	割合
0円又は会計事務がない等	53	26.2
年間の支出金額未満	125	61.9
年間の支出金額以上	24	11.9
合計	202	100.0

- c 次のとおり、決算において翌年度への繰越金又は積立金等を保有していた団体があった。
- (a) 繰越金額が987万円であり、区役所等に事務局を置く団体全体の繰越金額に占める割合が10.6%であったもの
- (b) 区役所等に共通して設置されている同種の団体の繰越金額の合計が2,253万円であり、区役所等に事務局を置く団体全体の繰越金額に占める割合が24.2%であったもの
- (c) 区役所等に共通して設置されている同種の団体の繰越金額の合計が1,894万円（区役所等に事務局を置く団体全体の20.3%）、積立金額の合

計が2,227万円（同59.3％）であったもの

ウ 監査の結果

(ア) 意見

- a 翌年度への繰越金又は積立金等については、長期的な資金計画を立案し、具体的な執行予定があり長期的に保管する必要があるものは、積立金等として支出計画を定めて定期預金等により適切に管理されたい。

また、具体的な執行予定のない繰越金及び積立金等については、収入金額の抑制などにより適正化を図るようになされたい（全団体）。

(5) 補助事業の遂行

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）においては、補助事業者等（補助事業等を行うものをいう。以下同じ。）の責務等について、次のとおり定められている。
- a 補助事業者等は、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。
 - b 補助事業者等は、補助金等を他の用途に使用してはならない。
 - c 補助金等の額は、補助事業等の実施に要する費用の額の範囲内とする。
 - d 補助金等の交付を受けようとするものは、期日までに申請書に必要書類を添えて提出しなければならない。
- (ウ) また、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付を決定するものとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 他の区役所等と同種の補助事業の実施について、補助金等以外の収入が少なく、補助金収入の割合が9割を超えていた団体があつた（2団体）。

（単位：千円，％）

区	補助金額 (a)	その他 収入金額	収入金額 合計 (b)	(a)/(b)	翌年度 への 繰越金額	その他収入の 主な内容
A区	7,225	376	7,601	95.1	0	物品売上
B区	6,195	661	6,856	90.4	0	売上，出展料
C区	3,324	928	4,252	78.2	0	売上，助成金，参加費
D区	4,314	1,614	5,928	72.8	300	売上，協賛金，負担金
E区	4,056	1,793	5,848	69.3	0	売上，補助金，負担金
F区	4,719	2,305	7,024	67.2	0	売上，参加費
G区	4,316	2,199	6,515	66.2	1,029	売上，寄付金，参加費
H区	4,813	2,549	7,361	65.4	720	売上，負担金，協賛金
I区	5,870	3,236	9,105	64.5	1,986	売上，協賛金，参加費
J区	4,029	3,599	7,628	52.8	309	売上，協賛金，使用料
K区	2,766	2,610	5,375	51.5	0	売上，協賛金，出店料

b 補助事業の実績について、決算書に次のとおり記載していた事例があった。

(a) 補助金の一部の支出実績が記載されていなかったもの

(b) 補助金の一部を他の補助事業の支出としていたもの

(イ) 抽出調査

a 他の団体が交付を受けた補助金を原資として受領した助成金について、収支差額が生じていたが、実態とは異なる実績報告を行っていた団体があった。

b 補助金を原資として他の団体に交付した補助金等について、交付要綱等を定めておらず、また、使途等を具体的に確認していなかった団体があった（2団体）。

c 使途が具体的に確認できない実績報告を行っていた団体があった。

d 交付申請時の予算書の内容と実績が大きく異なっており、補助事業に要する経費の算定根拠が明確でなかった団体があった。

e 通年で活動している事業について、事業実施日 20 日前までに交付申請を行わなければならないとされているが、6 月に申請していた団体があった。

f 補助金の交付要綱に定める標準処理期間を超えて交付決定を行っていたものがあった。

g 本市に債権者登録を行い、登録した口座に公金の振込を受けていた団体があった（良好事例）。

ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

a 収支差額が生じていた団体については、必要な手続を講じたうえで、補助金条例に従い、適正な事務を行うようにされたい。

b 補助金を原資として他の団体に交付した補助金等について、交付要綱等を定めておらず、また、使途等を具体的に確認していなかった団体については、交付した補助金等に係る実績を適切に確認するようにされたい（2団体）。

c 使途が具体的に確認できない実績報告を行っていた団体については、交付決定の内容と実績が適合していることが確認できるよう、具体的な内容を記載するようにされたい。

(イ) 意見

a 補助金の一部の支出実績が記載されていなかったものについては、適正に

実績報告を行われたい。

- b 補助金の一部を他の補助事業の支出としていたものについては、適切な手続を経て交付を受けるようにされたい。
 - c 交付申請時の予算書の内容と実績が大きく異なっていた団体については、補助事業に要する経費の算定を適切に行うようにされたい。
 - d 通年で活動している事業について、6月に申請していた団体については、事業実施日20日前までに交付申請を行うようにされたい。
 - e 補助金の交付要綱に定める標準処理期間を超えて行っていた交付決定については、速やかに行うようにされたい（1課等）。
 - f 他の区役所等と同種の補助事業の実施について、補助金等以外の収入が少なく、補助金収入の割合が9割を超えていた団体については、他の区役所等の事例も参考に、積極的に補助金等以外の収入の確保に努め、補助金額の削減について検討されたい（2団体）。
- (ウ) 全庁的な取扱いを求める事項
- a 補助金等の公金の受領に当たっては、本市に債権者登録を行い、登録した口座に振込を受けることを原則とすることを検討されたい。

(6) 委託事業の履行

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 本市契約事務規則においては、契約の相手方は、文書による承認を得ないでその義務の履行を第三者に委託してはならないとされている。
- (ウ) また、地方自治法施行令においては、歳出予算はその区分に従って執行することとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 上位団体が本市から委託を受けた事業について、決算書に次のとおり記載していた事例があった。
 - (a) 委託料を他の団体へ支出したと記載していたもの（2団体）
 - (b) 委託料を補助事業に支出したと記載していたもの

(イ) 抽出調査

- a 本市から委託を受けた事業について、次のような事例があった（2団体）。
 - (a) 業務着手後に契約を締結していたもの
 - (b) 文書による承諾を受けずに再委託を行っていたもの
 - (c) 団体が主催する事業等を実施したとしていたもの
 - (d) 事業の実施に際して団体独自の規程を設け、委託事業に係る本市要綱に定める範囲より限定していたもの
 - (e) 実費弁償として受領した使用料について、領収書、帳簿その他による管理を行っていなかったもの

ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

- a 事業の委託については、次のとおり改められたい（1課等）。
 - (a) 業務着手後に契約を締結していたものについては、事前の契約の決定を経て行うようにされたい。
 - (b) 文書による承諾を受けずに行っていた再委託については、あらかじめ文書による承諾をしたうえで行わせるようにされたい。
 - (c) 団体が主催する事業等を実施したとしていたものについては、委託料は

本市の事務事業を他の者に行わせる場合の支出であるので、事業の実施主体を明確にし、団体が行う事業に対して、委託料を支出したとすることがないようにされたい。

(イ) 意見

- a 委託料を他の団体や補助事業に支出したと決算書に記載していた団体があつた委託事業については、本市が委託する事業と団体が補助を受ける事業それぞれの意義について、団体間で認識を統一したうえで決算書作成等の事務を行うようにされたい（1種の団体）。
- b 本市から委託を受けた事業の実施については、次のとおり改められたい。
 - (a) 団体独自の規程を設けていたものについては、本市の定めに従って実施するようにされたい。
 - (b) 実費弁償として受領した使用料については、領収書、帳簿その他により、適切に管理するようにされたい。

(7) 各委員に対する本市からの経費支出

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 地方自治法においては、報酬及び費用弁償は非常勤の職員等に対して支給するものとされている。
- (ウ) 京都市報酬及び費用弁償条例においては、非常勤の職員が職務を行うために特に費用を要するときは、費用弁償として当該費用に相当する額をそのつど支給するものとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 費用弁償（旅費）について、実際の従事状況と異なっていたが、当初予算額と同額を支給していたものがあった（7課等）。

(イ) 抽出調査

- a 委員に対する本市からの経費支出について、次のような事例があった。
 - (a) 支給した報酬及び費用弁償（旅費）並びに活動費用弁償金（報償費）の全部又は一部を団体の会費等として徴収しているが、領収書を発行していなかったもの（2団体）
 - (b) 支給した報酬から徴収している上位団体の会費等について、収入及び支出決定を行わずに決算書にのみ記入していたもの

ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

- a 旅費について、当初予算額と同額を支給していたものについては、実態に沿って適正な事務を行うようにされたい（7課等）。

(イ) 意見

- a 委員に対する本市からの報酬及び旅費並びに報償費の全部又は一部を会費等として徴収していたものについては、当該団体を所管する局等において区役所等に共通して設置されている同種の団体の状況を確認したうえで、領収書等の証拠書類の授受を行うとともに、収入及び支出として取り扱い、又はその徴収及び納付状況を総会等で報告するなど、適切に処理するようにされたい（2種の団体）。

3 事務処理は適正に行われているか

(1) 支出決定行為及び精算行為

ア 留意点等

(ア) 留意点においては、責任の所在を明確にし、複数の者によるチェック体制を機能させるため、支出決定行為は必ず行うこととされている。

また、支出決定後の履行の確認を確実なものとするために、精算行為を実施し、領収書、利用明細書等の証拠書類を支出決定権者まで供覧することとされている。

(イ) 本市においては、京都市会計規則事務取扱要項において、立替払はやむを得ないものに限り認められるものとされており、京都市会計規則において、立替払をした者は、その理由を明記し、証拠書類を添えて当該立替金を請求するものとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

a 支出決定行為及び精算行為を行っていないと回答した団体が、8団体あった。

(単位：団体，％)

支出決定行為及び精算行為	団体数	割合
行っている	167	95.4
行っていない	8	4.6
計理事務を担当していない	27	
合計	202	100.0

(イ) 抽出調査

a 支出決定行為及び精算行為について、次のような事例があった。

(a) 精算行為を行っていなかったもの

(b) 団体の会計規則に定める支出証明書を精算書に添付していなかったもの

(c) 事務局員名で契約及び支払を行ったものについて、証拠書類を保管していなかったもの

(d) 委員等に対する給付金を代理人等に支払った場合に、領収書を徴していなかったもの

(e) 支出決定書と精算書を一体の様式として定め、漏れなく精算を行えるよ

うにしていたもの（良好事例）

b 本市職員等による立替払の状況については、次のとおりであった。

(a) 立替払に係る支出決定の状況については、次のとおりであった。

立替払の有無	団体数	立替払を行った旨	団体数	立替払の理由	団体数	精算の時期	団体数
なし又は不明	6	記載あり	1	記載あり	0	立替時	4
		一部あり	1	一部あり	0	立替者への支払時	5
あり	9	記載なし	7	記載なし	9		
合計	15	合計	9	合計	9	合計	9

(b) 立替金の支払について、支出決定及び精算から長期間を要していたものや、年度末に行っていたものがあつた（4団体）。

また、年度途中で団体の現金預金が不足していたものがあつた。

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

a 支出決定行為及び精算行為を行っていないと回答した団体については、これを行うようにされたい（8団体）。

(イ) 指摘事項

a 精算行為を行っていなかった団体、支出証明書を精算書に添付していなかった団体、証拠書類を保管していなかった団体及び領収書を徴していなかった団体については、証拠書類を添付して精算するなど、組織的な管理を行うようにされたい（3団体）。

(ウ) 意見

a 立替払があつた団体については、その理由及び立替者を明らかにしてレシート等の証拠書類を添えて支出決定行為を行い、立替者からの領収印等の証拠書類をもって精算を行うようにされたい（9団体）。

b 立替金の支払について、長期間を要していた団体や年度末に行っていた団体については、立替払後速やかに支払を行うようにされたい（4団体）。

また、年度途中で団体の預金現金が不足するおそれがある場合は、補助金の概算払の額を見直すなど、事業に係る資金執行が適正に行われるようにされたい。

(エ) 全庁的な取扱いを求める事項

- a 支出決定書と精算書を一体の様式として定め、漏れなく精算を行えるよう、効率的に管理できるようにすることを検討されたい。

(2) 専決権限の行使

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、責任の所在を明確にし、事務処理の適正性を確保するため、統一的基準を準用し、全ての団体において専決規程の整備を行うこととされている。
- (イ) また、支出の最終決定者は、本市課長級以上の職員又は団体役員とすることとされている。

イ 調査の結果

(ア) 抽出調査

- a 専決権限を有しない本市職員が支出決定していた団体があった。
- b 団体役員である最終決定者の決裁について、決定日以降に行っていた団体があった（2団体）。
- c 団体役員である最終決定者の決裁について、本市職員が保管する会長印を決定者印として使用していた団体があった。

ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

- a 専決権限を有しない本市職員が支出決定していた団体については、事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うようにされたい。

(イ) 意見

- a 団体役員である最終決定者の決裁について、決定日以降に行っていた団体及び本市職員が保管する会長印を決定者印として使用していた団体については、規程の整備や見直しを行うことを含め、専決の趣旨に従って適切な運用を確保するようにされたい（3団体）。

(3) 会計帳簿の作成

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、会計帳簿は計理事務の根本をなすものであるから、年1回ずつの収入及び支出しか行わない団体を除き、必ず整備することとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 会計帳簿を作成していないと回答した団体が8団体（うち1団体は機械処理によっていたため、7団体）あった。

（単位：団体，％）

会計帳簿の作成	団体数	割合
作成している	167	95.4
作成していない	8	4.6
計理事務を担当していない	27	
合計	202	100.0

(イ) 抽出調査

- a 会計帳簿を作成していなかった団体があった。

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

- a 会計帳簿を作成していないと回答した団体については、これを作成するようにされたい（7団体）。

(イ) 指摘事項

- a 会計帳簿を作成していなかった団体については、これを作成するようにされたい。

(ウ) 全庁的な取扱いを求める事項

- a 現金の受領及び支払の都度、決定及び入出金を行っているものについては、預金通帳に摘要及び受払日を補記し、会計帳簿として整備する事務処理を可能とすることを検討されたい。

(4) 現金出納簿の作成

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、小口現金の管理は必要最小限にとどめ、現金管理（口座振込による収入及び口座振替による収入支出を除く全ての現金の取扱いをいう。以下同じ。）を一層確実なものとするため、現金管理を行う団体においては、現金出納簿を作成するとともに、現金管理職員を定めることとされている。

イ 調査の結果

(イ) 全区調査

- a 現金出納簿の作成又は現金管理職員の指定を行っていないと回答した団体が、55 団体（うち 3 団体は廃止、1 団体は事務局を他の団体へ移管したため、51 団体）あった。

（単位：団体，％）

現金出納簿の作成及び 現金管理職員の指定	団体数	割合
作成及び指定している	91	62.3
作成又は指定していない	55	37.7
現金の取扱いがない等	56	
合計	202	100.0

(イ) 抽出調査

- a 次のような現金を保管していたが、現金出納簿を作成していなかった団体があった（5 団体）。
- (a) 口座から概算の額を出金し、翌日以降に残額の入金を行ったもの
 - (b) 物品販売代金及びつり銭用の現金
 - (c) 他の団体から受領し、各学区等の団体を通じて委員に対して支給される給付金等（団体、委員それぞれへの支払状況を管理すべきもの）
- b 次のとおり、保管現金の額と現金出納簿上の保管額が一致していなかった団体があった。
- (a) 複数日にわたった参加費の受領や交付金の支払等を一括して記入していたもの（2 団体）
 - (b) 参加費や交付金等について、個別に一覧等を作成して管理していたもの
 - (c) 立替払を行った場合はマイナス表示で記入していたもの

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

- a 現金出納簿の作成又は現金管理職員の指定を行っていないと回答した団体については、現金出納簿を作成するとともに、現金管理職員を定められたい（抽出調査において現金出納簿を作成していなかった2団体を除く49団体）。

(イ) 指摘事項

- a 現金出納簿を作成していなかった団体については、これを作成されたい（5団体）。

(ウ) 意見

- a 現金保管額と現金出納簿上の保管額が一致していなかった団体については、個別に一覧等で管理している参加費や交付金等についても、当日の受払額の合計を現金出納簿に記入するか、当該一覧等を様式として定めるなど、現金保管額の総額を明らかにして管理するようにされたい（3団体）。

(エ) 全庁的な取扱いを求める事項

- a 出金当日に担当者等が現金支払をするなど、所属において1日以上現金を保管することがない団体については、実態上の現金の保管事務が生じないため、現金出納簿の作成を要しないとすることを検討されたい。

(5) 現金の保管

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、盗難や亡失の危険性を防ぐため、保管金額の多少にかかわらず預金口座を開設し、複数の者によるチェック体制を機能させるため、預金通帳と銀行印の管理者を別人とすることとされている。
- (イ) また、キャッシュカードは、単独での引出しができるなど、処理が簡便なため、原則として使用せず、管理は支出決定権者である本市課長級職員が行うこととされている。
- (ウ) 現金管理については、高額、かつ、長期にわたる現金管理をすることのないよう、適正に管理することとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 通帳と銀行印の管理者が同一であると回答した団体が12団体、預金口座を開設していないと回答した団体が4団体（うち1団体は保管現金がなかったため、3団体）あった。

(単位：団体，％)

通帳と銀行印の保管者	団体数	割合
同一	12	6.9
別人	159	90.9
口座がない	4	2.3
計理事務を担当していない	27	
合計	202	100.0

- b キャッシュカードの管理者について、課長級以上の本市職員以外の者であると回答した団体があった。

(単位：団体，％)

キャッシュカードの管理者	団体数	割合
課長級以上の本市職員	12	6.9
それ以外の者	1	0.6
作成していない	162	92.6
計理事務を担当していない	27	
合計	202	100.0

(イ) 抽出調査

- a 現金による受領を行ったが、領収書を発行していなかった団体があった（3 団体）。
- b 2 団体の現金をまとめて一方の団体の通帳で保管していた団体があった。
- c まとめて出金及び入金を行うなど、高額な現金を長期間保有していた団体があった（5 団体）。

保有していた現金の例	金額	保有期間
助成金支出	合計 950, 000 円	15～47 日後に支払
研修参加費収入	合計 700, 000 円	約 1 箇月間
物品売上収入	合計 260, 000 円	販売開始から約 2 箇月間
前売券収入	合計 254, 500 円	合計 27 日間
保管現金からの支出	合計 170, 780 円	売上収入等を常時保管

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

- a 通帳と銀行印の管理者が同一であると回答した団体については、通帳と銀行印の管理者を別人とし、保管場所も別にするようにされたい（12 団体）。
- b 預金口座を開設していないと回答した団体については、これを開設するようにされたい（3 団体）。

なお、同一の団体であっても、区役所及びその支所の両方で現金管理を行っている場合は、それぞれで預金口座を開設するようにされたい。

- c キャッシュカードの管理者について、課長級以上の本市職員以外の者であると回答した団体については、管理者を支出決定権者である本市課長級職員とするなど、適切に管理するようにされたい。

(イ) 意見

- a 現金による受領を行ったが、領収書を発行していなかった団体については、収入金額の証拠書類となるため、領収書を発行するようにされたい（3 団体）。
- b 2 団体の現金をまとめて一方の団体の通帳で保管していた団体については、団体ごとの通帳作成又は事務局の統合などの改善を図るようにされたい。
- c 高額な現金を長期間保有していた団体については、現金による受領及び支払の都度、入出金し、高額な現金を長期間保有しないようにされたい（5 団体）。

(6) 物品等の管理

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、切手は金券であり、現金と同様に厳格な管理が必要であることから、本市に準じて取り扱い、受払簿を作成することとされている。
- (イ) また、タクシーチケットは金券に準じるものであることから、本市に準じて取り扱い、交付整理簿及び使用簿を作成することとされている。
- (ウ) 本市においては、切手の保有量の適正量については、今後1箇月の使用予定量とされ、各所属の実情に応じて定めることとされている。
- (エ) 本市の会計事務の手引においては、本市が使用するために保管する地域団体等の物品の管理について、定めがない場合は、備品的性質を備えた消耗品についても備品と同様に台帳に記録し、備品整理票を貼付することとされている。

イ 調査の結果

(ア) 抽出調査

- a 切手の管理事務について、次のような事例があった。
 - (a) 切手について、一定量をまとめて購入しているが、受払簿がなく、保有残高を把握していなかったもの。また、金庫等で保管していなかったもの
 - (b) 補助金を原資として購入した切手について、他の補助事業又は他の団体と共通の消耗品台帳に受け入れ、それらの事務にも使用していたもの（2団体）
 - (c) 補助金を原資としてまとめて購入した切手について、使用していなかったもの（2団体）
 - (d) 団体の会計規則において、原則として後納郵便等を利用することとしているが、大量の郵便物を切手により送付していたもの
 - (e) 必要枚数の切手をその都度購入して送付していたもの（2団体）
 - (f) 別納郵便の利用及び1通といった少量であっても郵便局窓口での差出しをしていたもの（良好事例）
- b 使用予定のない切手その他の金券を長期間保有していた団体があった（2団体）。
- c タクシーチケットを保管及び使用しているが、交付整理簿及び使用簿を作成していなかった団体があった。

- d 長期的に使用する物品について、台帳又は一覧等を作成していなかった団体（3団体）や、団体名を記載したシールを貼付するなどの本市物品との区別を行っていなかった団体（うち2団体）があった。

ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

- a 切手の受払簿を作成していなかった団体については、受払簿を作成し、保有残高を確認するとともに、適切な保管場所で組織的に管理するようにされたい。
- b 補助金を原資として購入した切手について、他の補助事業又は他の団体の事務にも使用していた団体については、当該補助事業以外の用途に使用しないよう、明確に区分するようにされたい（2団体）。
- c 切手について、他の団体と共通の消耗品台帳に受け入れていた団体については、現金と同様に団体ごとに管理するようにされたい。
- d タクシーチケットの交付整理簿及び使用簿を作成していなかった団体については、帳票を作成し、組織的に管理するようにされたい。

(イ) 意見

- a まとめて購入した切手を使用していなかった団体については、1箇月の使用予定量に基づくなど、計画的に購入するようにされたい。

また、補助金を原資として切手を購入する場合は、当該年度の事業の実施に要する量を購入するようにされたい（2団体）。

- b 使用予定のない切手その他の金券を長期間保有していた団体については、他の使用可能なものへの交換や換金など、保管リスクの低減に努めるようにされたい（2団体）。
- c 長期的に使用する物品について、台帳又は一覧等を作成していなかった団体については、これを作成し、団体名を記載したシールを貼付するなど、団体の物品と本市の物品との区別を明確にするようにされたい（3団体）。

(ロ) 全庁的な取扱いを求める事項

- a 大量の郵便物を送付する場合や、送付に必要な枚数の切手を購入しようとする場合などについては、可能な限り、差出通数の記録が残る郵便局窓口での差出しとすることを検討されたい。

- b 送付に必要な枚数の切手を購入するに当たり、使途、送付先及び送付予定日を記載して支出決定行為を行うなど、本市消耗品台帳に相当する内容が明らかになっている場合は、受払簿の省略を可能とすることを検討されたい。
- c タクシーチケットの管理については、交付整理簿及び使用簿を一体の様式として定め、効率的に管理できるようにすることを検討されたい。

(7) 経費の負担区分

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 地方自治法においては、地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するものとされている。
- (ウ) また、各会計年度における歳出は、その年度の歳入を充てなければならないとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 事業に参加した委員等に支払う定額の経費について、支給規程を定め、支出可能な経費の範囲を明確にしていた団体があった（良好事例）。

(イ) 抽出調査

- a 前年度中に納品された物品調達について、現年度予算から支出していた団体があった（2団体）。
- b 本市又は他の団体との経費の負担区分について、次のような事例があった。
 - (a) 本市が購入した切手を、団体の事務に係る文書の郵送に使用していたもの（3団体）
 - (b) 区役所等において契約している事務機器等の利用料金について、明確な費用負担区分を設けずに支出していたもの（2団体）
 - (c) 他の団体において契約している事務機器等の利用料金について、算定根拠等を記載せずに支出していたもの
 - (d) 本市等が購入した事務用品と、団体が購入した事務用品を一体で使用していたもの（2団体）

ウ 監査の結果

(ア) 指摘事項

- a 前年度中に納品された物品調達について、現年度予算から支出していた団体については、会計年度の区分を適正に行うようにされたい（2団体）。

(イ) 意見

- a 団体の事務に係る文書の郵送に本市が購入した切手を使用していた団体については、同一の相手方に対する文書の郵送であっても、本市の文書であれ

ば本市が、団体の文書であれば団体が購入した切手をそれぞれ使用するよう
にされたい（3団体）。

- b 区役所等又は他の団体において契約している事務機器等を利用していた団体については、コピー料金についてはそれぞれコピーカードを設けて請求を
分けるなど、算定根拠を明らかにして支出するようにされたい（3団体）。
- c 本市等が購入した事務用品と、団体が購入した事務用品を一体で使用して
いた団体については、適切な区分により調達するようにされたい（2団体）。

(8) 税務事務

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 所得税法においては、報酬等の支払をする者は、所得税を徴収しなければならないとされている。
- (ウ) 印紙税法においては、地方公共団体が作成した文書等は、非課税文書とされており、それ以外の文書の作成者は、印紙税を納める義務があるとされている。
- (エ) 法人税法においては、人格のない社団法人等は、収益事業を行う場合等に限って法人税を納める義務があるとされている。

イ 調査の結果

(ア) 抽出調査

- a 所得税の源泉徴収及び納付を行っていなかった団体があった（2団体）。
- b 契約書に収入印紙を貼付していなかった団体があった。
- c 法人税法上の申告手続を行っていた団体はなかった。

ウ 監査の結果

(ア) 意見

- a 所得税の源泉徴収及び納付を行っていなかった団体については、適正に処理するようにされたい（2団体）。
- b 契約書に収入印紙を貼付していなかった団体については、適正に処理するようにされたい。

(イ) 全庁的な取扱いを求める事項

- a 事業を行う団体については、当該事業が法人税法上の収益事業に該当する場合は、必要な手続を行うようにされたい。

4 同種の団体の事務処理方法等で、区役所等の中で統一できるようなものはないか

(1) 事務局の設置

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 本市の事務事業評価においては、第1段階で公共性、実施主体の妥当性等、第2段階で目標達成度、効率性等の2段階で評価を行うこととされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 次のとおり、団体の設置運営状況が区役所等によって異なっていた事例があった。
 - (a) 他の区役所等では団体の事務局を置かずに同様の事業を実施しているもの（3団体）
 - (b) 本市からの補助金等を原資として他の団体への支援を行っているが、他の区役所等では本市から直接補助金等の交付を行っているもの
 - (c) 他の区役所等では団体の統合を行ったものについて、統合していないもの（2団体）

ウ 監査の結果

(ア) 意見

- a 団体の設置運営状況が他の区役所等と異なっていた団体については、本市の事務事業評価を参考にするなど、団体の統合や廃止等を含めた事務の見直しを図られたい（6団体）。

(2) 事務処理方法の統一

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、特に明記されていない。
- (イ) 区役所等に共通して設置されている同種の団体については、本市以外に指導監督を行う上位団体がある場合や、上位団体が別途決算書の作成、総会等の認定や監事等による決算監査を実施している場合であっても、留意点を踏まえて、統一的な事務処理を行う必要がある。
- (ウ) また、同種の金銭の取扱いについては、統一的な事務処理を行う必要がある。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 次のとおり、区役所等に共通して設置されている同種の団体で、事務処理方法が異なっていた事例があった（2種の団体）。
 - (a) 決算書の作成状況、総会等の認定や監事等による決算監査に係る規定の有無や実施状況が異なっていたもの
 - (b) 団体の会則を備え付けていなかったもの
- b 区役所等に共通して設置されている同種の団体で、次の金銭の受領及び支払について決算書への記載状況が異なっていた事例があった。
 - (a) 委員から徴収及び納入している分担金
 - (b) 各学区等の団体から委任を受けて、本市から受領及び交付している交付金及び活動推進費
 - (c) 他の団体から委員等に対して支給される給付金で、申請、受領、給付の事務を行っているもの（決算書に記載している区役所等がなかったもの）

ウ 監査の結果

(ア) 意見

- a 区役所等に共通して設置されている同種の団体で、事務処理方法が異なっていたものについては、留意点を基本原則に据え、予算書及び決算書の作成、総会等の認定、監事等による決算監査その他の計理事務について、統一的な事務処理を行うようにされたい（2種の団体）。
- b 区役所等に共通して設置されている同種の団体で、一種の預り金としての性格を持つ金銭の受領及び支払の取扱いが異なっていたものについては、決

算書への記載の可否等について, 統一的な事務処理を行うようにされたい(1種の団体)。

5 定期的な事務の点検や見直し等，チェック体制や適切な管理の仕組みが機能しているか

(1) 定期的な事務処理の点検

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては，現金が間違いなく支払われたことを確認するため，1箇月に1回，領収書等証拠書類，預貯金残高，現金残高及び会計帳簿の照合及び確認を担当者以外の者が必ず行うこととされている。
- (イ) また，決算監査に際しては当該団体の監事（監査役）による監査を必ず実施することとされている。
- (ウ) さらに，複数の者によるチェック体制の明確化が必要であるとされている。

イ 調査の結果

(ア) 全区調査

- a 定期的な照合（1箇月に1回以上の頻度での担当者以外の者による証拠書類，現金預金残高及び会計帳簿の照合確認）を実施していないと回答した団体が，44団体（うち2団体は廃止，1団体は事務局を他の団体へ移管したため，41団体）あった。

（単位：団体，％）

定期的な照合の実施	団体数	割合
照合している	131	74.9
照合していない	44	25.1
計理事務を担当していない	27	
合計	202	100.0

- b 団体の監事等による決算監査を実施していないと回答があった団体が，19団体あった。

（単位：団体，％）

決算監査の実施状況	団体数	割合
実施している	167	82.7
実施していない	19	9.4
会計事務がない	16	7.9
合計	202	100.0

- c 団体の事務局の事務を担当している本市職員数が1名であると回答するなど，複数の者によるチェック体制が整備されていなかった団体があった（5

団体)。

- d 団体の事務について、所管局による監査が実施されていた団体があった(良好事例)。

(イ) 抽出調査

- a 監事を選任していなかった団体があった。

ウ 監査の結果

(ア) 留意点に係る事項

- a 1箇月に1回以上の頻度で、証拠書類、現金預金残高及び会計帳簿の照合確認を担当者以外の者が実施していないと回答した団体については、定期的な照合を実施するようにされたい(41団体)。
- b 団体の監事等による決算監査を実施していないと回答した団体及び監事を選任していなかった団体については、監事等を選任し、決算監査を実施するようにされたい(20団体)。

(イ) 意見

- a 事務局職員数が1名であると回答した団体については、複数の者によるチェック体制を整備するようにされたい(5団体)。

(2) 課等における照合確認の実施

ア 留意点等

- (ア) 留意点においては、会計帳簿と預金通帳の照合は支出の都度行うこととされている。
- (イ) また、決算監査に際しては当該団体の監事（監査役）による監査を必ず実施することとされている。

イ 調査の結果

(ア) 抽出調査

- a 1箇月に1回以上の頻度で、証拠書類、現金預金残高及び会計帳簿の照合確認を担当者以外の者が実施していると回答したが、その記録がなかった団体が、6団体あった。
- b 次のとおり、照合確認の実施について手続を整備し、また、記録を行っていたものがあった（良好事例）。
 - (a) 支出の都度の照合について、精算書に通帳の写しを添付していたものや、振込や戻入を行った場合の通帳確認印欄を設けていたもの
 - (b) 定期的な照合について、通帳に実施した旨を記載していたものや、会計帳簿に複数名の押印欄を設けて毎月末残高の決裁をしていたもの
 - (c) 決算書の作成について、会計帳簿の集計結果及び通帳の写しを添付して決定していたもの
- c エクセルの計算機能を用いて会計帳簿や決算書を作成していたものがあった（良好事例）。

ウ 監査の結果

(ア) 意見

- a 1箇月に1回以上の頻度で、証拠書類、現金預金残高及び会計帳簿の照合確認を担当者以外の者が実施していると回答したが、その記録がなかった団体については、定期的な照合を実施したことが確認できるよう、会計帳簿又は通帳への確認印の押印又は記名等により記録を残すようにされたい（6団体）。
- (イ) 全庁的な取扱いを求める事項
 - a 支出の都度の照合については、精算書に通帳の写しの添付や通帳確認印欄

を設けるなど、手続として定めるようにすることを検討されたい。

- b 決算書の作成に当たっては、現金預金残高及び会計帳簿上の残高等を添付して決定するなどの方法により、照合確認を担当者以外の者が行い、その記録を残すようにすることを検討されたい。

第4 全体意見

任意団体については、特別な届出の必要がなく設立が容易で自由な活動ができる反面、その計理事務等に関しては、明確な法令等の規定がないことから、事務処理上のミスが発生しやすい状況にあります。

本市では、過去に発生した不祥事の再発防止の観点から、平成19年2月26日付け服務監通知「任意団体等における計理事務の留意点等について」及び平成20年6月30日付け服務監通知「任意団体等における計理事務の再点検等について」により、団体における計理事務の処理について周知を行い、注意を促すなどの取組がなされてきたところです。

しかしながら、今回、一部の調査結果において、上記第3に掲げた市長に措置を求める指摘事項等のほか、改善を要すべき事項が見受けられたことなどから、改めて全体意見として意見を付し、要望する事項は、次のとおりです。

1 団体における事務処理に係る基準の周知及び見直しについて

- (1) 留意点については、現在、コンプライアンス推進室イントラネット（インターネットの技術を利用した職員向けネットワークをいう。）ホームページ内の服務監察・業務監察に係る通知集に掲載されているが、これを本市における団体の計理事務の基準と位置付け、より分かりやすい箇所に掲載するとともに、周知徹底を図られたい。

そのうえで、留意点に係る事項について、これに沿った取扱いがされるよう、改められたい。

- (2) 全庁的な取扱いを求める事項をはじめとした前述の監査結果の内容を踏まえ作成した別添の項目を参考に、留意点を見直したうえで、計理事務にとどまらず、団体の事務局を設置運営する際のチェックリストの作成を検討されたい。

2 団体における事務処理に係る点検の実施について

団体における事務処理の状況については、当該事務を担当する所属以外では客観的な把握が困難であり、慣例による不適切な事務処理が是正される機会が少ないことから、会計管理者が実施する検査等を含め、局区等内及び他の団体による点検の実施状況等を総合的に勘案したうえで、本市に事務局を置く団体の設置状況及び事務処理に係る定期的な点検の実施について検討されたい。

3 事務処理に係るリスク管理体制の整備について

例年、「所属長によるコンプライアンス・チェックシート」をはじめ、会計事務に係る所属でのチェックシート方式による検査等、各所属における点検が実施されているが、より効果のあるものとしていくためには、形式的な点検だけでなく事務処理に係るリスクの把握及び評価、発生原因の究明、対策の検討と併せて法令遵守など職員の意識改革を継続的に行う必要があることから、適切な所管課を定めることなども含め、リスク管理に関する組織体制の整備について検討されたい。

別添 「任意団体等における計理事務の留意点について」 についての
見直し検討項目

1 会計規則及び専決規程の整備	
1	新たに募金等として寄付金を募る場合は、使途、支出方法等を規程等として定めること。
2	旅費等を支出する場合は、支給基準等を規程等として定めること。
2 予算書及び決算書等の作成	
1	予算書及び決算書については、積立金等についても当該年度の収支及び合計額を記載するなど、団体の全ての資金の状況を明らかにすること。
3 総会等の認定	
1	予算については、年度開始前に総会等の認定を受けるか、年度当初の予算執行について、暫定的に支出可能な範囲及びその手続をあらかじめ定めること。
2	補助金等の交付を受けているときは、本市の出納閉鎖期日までに、補助金等の実績について組織的な確認を受けること。
3	予算を超える場合又は予算にない支出を行う場合は、総会等の認定を受けるか、予備費の計上、科目間の流用等、予算の変更が可能な範囲及びその手続をあらかじめ定めること。
4 契約事務	
1	10万円を超える契約がある場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴するものとする契約の金額を定め、これを超えて1者随意契約を行う場合は、契約の相手方の選定理由を明らかにして決定行為を行うこと。
5 繰越金及び積立金等の適正化	
1	長期的な資金計画を立案し、具体的な執行予定があり長期的に保管する必要があるものは、積立金等として支出計画を定めて定期預金等により適切に管理すること。また、具体的な執行予定のない繰越金及び積立金等については、収入金額の抑制などにより適正化を図ること。
6 補助事業の遂行	
1	補助事業の実施に要する経費に支出し、他の補助事業や委託事業に支出しないこと。また、残額は精算すること。
2	補助金を原資として他の団体に補助金を交付するときは、使途等を具体的に確認するなど、適切に実績を確認すること。
3	実績報告については、交付決定の内容と実績が適合していることが確認できるよう、具体的な内容を記載すること。
4	補助金の交付申請については、定められた期日までに行い、交付決定についても申請内容を精査し、標準処理期間内に行うこと。
5	補助金等の公金の受領に当たっては、原則として本市に債権者登録を行い、登録した口座に振込を受けること。
7 委託事業の履行	
1	事前の契約の決定を経て行うこと。
2	再委託を行う場合は、あらかじめ文書による承諾を得たうえで行うこと。

3	事業の実施主体を明確にし、団体が行う事業と区別すること。
4	委託を受けた事業について、委託内容と異なる独自の規程を設けないこと。
8 支出決定行為及び精算行為	
1	立替払を行ったときは、その理由及び立替者を明らかにしてレシート等の証拠書類を添えて支出決定行為を行い、立替金は速やかに支払うものとし、立替者からの領収印等の証拠書類をもって精算を行うこと。
2	漏れなく精算を行えるよう、支出決定書と精算書を一体の様式として定め、効率的に管理できるようにすること。
9 専決権限の行使	
1	事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うこと。
10 会計帳簿の作成	
1	現金の受領及び支払の都度、決定及び入出金を行っているものについては、預金通帳に摘要及び受払日を補記することにより会計帳簿に代えることができるものとする。
11 現金出納簿の作成	
1	会費、参加費、寄付金、交付金等については、個別に一覧等により現金の受払状況を管理する場合は、日々の保管金額の合計を現金出納簿に記入するか、当該一覧等を様式で定めるなど、現金保管額の総額を明らかにして管理すること。
2	出金当日に担当者等が現金支払をするなど、所属において1日以上現金を保管することがないときは、現金出納簿の作成を要しないこととする。
12 現金の保管	
1	会費、参加費、寄付金等を現金により受領する場合は、領収書を発行すること。
2	団体ごとに預金口座を開設し、適切に管理すること。
13 物品等の管理	
1	補助金を原資として購入した切手については、当該補助事業以外の用途に使用しないこと。また、当該年度の事業の実施に要する量を購入すること。
2	切手その他の金券については、現金と同様に団体ごとに管理すること。
3	切手の購入については、1箇月の使用予定量に基づくなど、計画的に購入すること。
4	使用予定のない切手その他の金券については、他の使用可能なものへの交換や換金を行い、長期間保有しないこと。
5	大量の郵便物を送付するときや、送付に必要な枚数の切手を購入しようとするときは、可能な限り、差出通数の記録が残る郵便窓口での差出しとすること。
6	送付に必要な枚数の切手を購入する場合は、支出決定の際に、使途、送付先、送付予定日を記載することにより、受払簿の省略を可能とすること。

7	長期的に使用する物品については、台帳又は一覧等を作成し、団体名を記載したシールを貼付するなど、団体の物品と本市の物品との区別を明確にすること。
8	タクシーチケットの管理については、交付整理簿及び使用簿を一体の様式として定め、効率的に管理できるようにすること。
14 経費の負担区分	
1	物品の調達を行うときは、会計年度の区分を適正に行うこと。
2	団体が実施する事務事業に係る経費については、団体の予算で執行すべきものであることから、本市の予算で負担することがないように、留意すること。
3	本市と団体が共同で使用する物品等については、算定根拠を明確にし、適切な割合に基づき費用を負担すること。団体間の負担区分についても、同様に行うこと。
15 税務事務	
1	報酬等の支払を行うときは、所得税の源泉徴収及び納付について、適正に行うこと。
2	団体が作成する契約書（本市との契約にあつては、本市の保管分）については、団体において購入した収入印紙を貼付する必要があることに留意すること。
3	事業を行う団体については、当該事業が法人税法上の収益事業に該当する場合は、必要な手続を行うこと。
16 事務局の設置	
1	本市の事務事業評価を参考にするなど、団体の統合や廃止等を含めた事務の見直しを行うこと。
17 事務処理方法の統一	
1	区役所等に共通して設置されている団体については、統一的な事務処理を行うこと。また、同種の金銭の取扱いについても同様に行うこと。
18 課等における照合確認の実施	
1	定期的な照合を実施したことが確認できるよう、会計帳簿又は通帳への確認印の押印又は記名等により記録を残すこと。
2	支出の都度の照合については、精算書に通帳の写しの添付や通帳確認印欄を設けるなど、手続として定めること。
3	決算書の作成に当たっては、現金預金残高及び会計帳簿上の残高等を添付して決定する方法などにより、照合確認を担当者以外の者が行い、その記録を残すこと。

資料 全区調査の集計結果

目 次

1	事務局の設置状況	1
(1)	本市に事務局を設置し、又は本市職員が計理事務を担当している団体数	1
(2)	課等別団体数	2
(3)	会計規則及び専決規程の整備状況	3
(4)	事務局の事務を担当している本市職員数	4
(5)	事務局の設置年数	5
2	事務局の運営状況	6
(1)	平成 24 年度決算の状況	6
ア	区等別金額合計	
イ	収入金額	
ウ	支出金額	
エ	単年度収支差額	
オ	翌年度への繰越金額	
カ	団体の支出金額に対する翌年度への繰越金額の割合	
キ	繰越金以外の積立金等の平成 24 年度末残高	
(2)	平成 24 年度に本市から交付された補助金等の状況	13
ア	区等別件数及び金額合計	
イ	補助金等の件数	
ウ	補助金等の金額	
エ	団体の収入金額に占める補助金等の割合	
オ	委託料等の金額	
カ	団体の収入金額に占める本市からの支出金額の割合	
(3)	事務の実施状況	19
ア	支出決定行為及び精算行為の決定権者及び確認者	
イ	会計帳簿の作成	
ウ	現金出納簿の作成及び現金管理職員の指定	
エ	通帳と銀行印の管理者	
オ	キャッシュカードの管理者	
カ	小口現金の有無	
キ	金券及び事務機器等の有無	
ク	平成 24 年度に団体が締結した契約の最高金額（税込）	
ケ	上記の契約の方法	
(4)	決算監査等の状況	27
ア	定期的な照合の実施	
イ	予算及び決算についての総会等の認定の状況	
ウ	団体の監事等による決算監査の実施状況	
エ	所管部局又は第三者機関の監査の実施状況	

表記に関する注意事項

注 文中及び表中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、構成比については、総計と内訳の計とが一致しない場合がある。

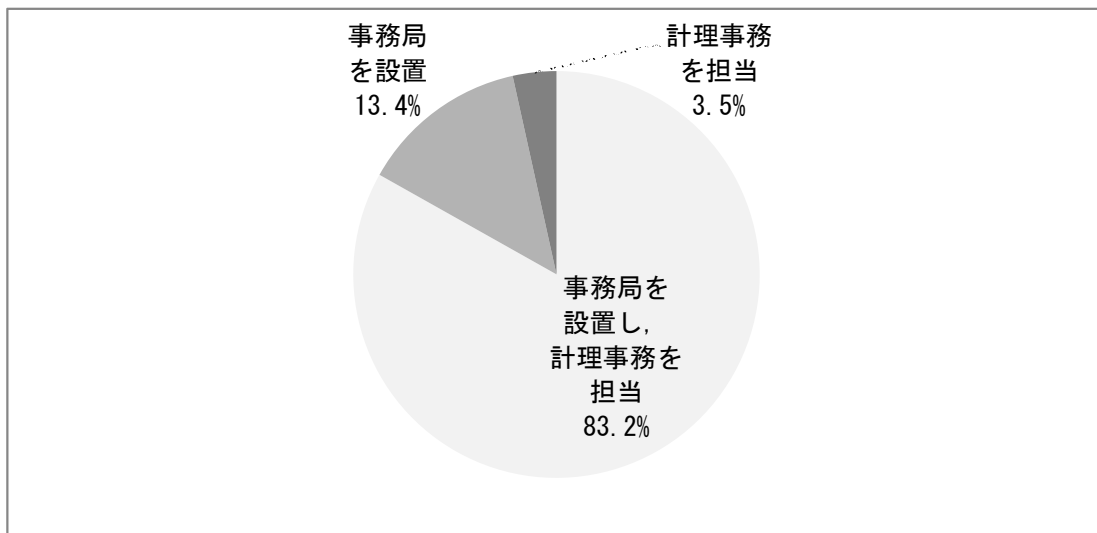
1 事務局の設置状況

(1) 本市に事務局を設置し、又は本市職員が計理事務を担当している団体数

(単位：団体，％)

区等名	団体数				割合		
	事務局を設置し、 計理事務を担当	事務局 を設置	計理事務 を担当	合計	事務局を 設置し、 計理事務を 担当	事務局 を設置	計理事務 を担当
北区役所	15	1	0	16	93.8	6.3	0.0
上京区役所	14	4	0	18	77.8	22.2	0.0
左京区役所	15	1	5	21	71.4	4.8	23.8
中京区役所	10	2	0	12	83.3	16.7	0.0
東山区役所	12	1	0	13	92.3	7.7	0.0
山科区役所	15	2	0	17	88.2	11.8	0.0
下京区役所	18	0	0	18	100.0	0.0	0.0
南区役所	12	5	0	17	70.6	29.4	0.0
右京区役所	17	3	1	21	81.0	14.3	4.8
西京区役所	13	1	1	15	86.7	6.7	6.7
洛西支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
伏見区役所	16	7	0	23	69.6	30.4	0.0
深草支所	5	0	0	5	100.0	0.0	0.0
醍醐支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
合計	168	27	7	202	83.2	13.4	3.5

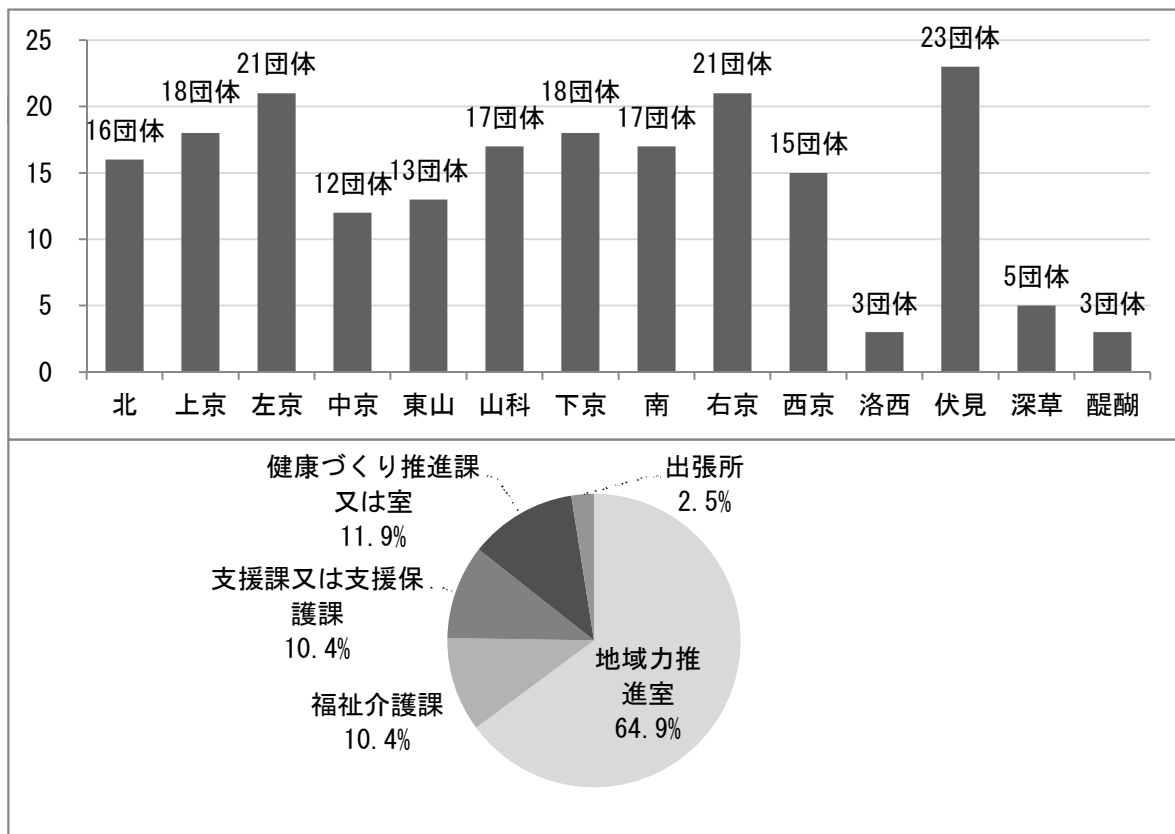
注 右京区役所及び伏見区役所は延べ団体数（統合した団体について、平成24年度2団体、平成25年度1団体の計3団体としている。）



(2) 課等別団体数

(単位：団体，％)

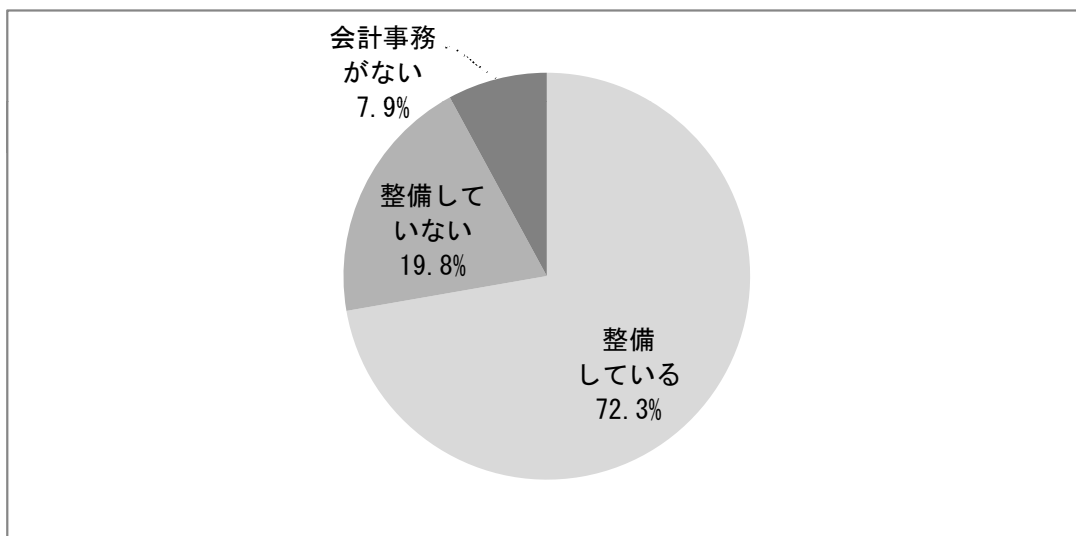
区等名	地域力推進室	福祉介護課	支援課又は支援保護課	健康づくり推進課又は室	出張所	合計	区等別割合
北区役所	11	1	2	2	0	16	7.9
上京区役所	11	3	2	2	—	18	8.9
左京区役所	12	1	1	2	5	21	10.4
中京区役所	8	1	1	2	—	12	5.9
東山区役所	9	1	1	2	—	13	6.4
山科区役所	13	1	1	2	—	17	8.4
下京区役所	11	1	3	3	—	18	8.9
南区役所	11	3	1	2	0	17	8.4
右京区役所	16	2	1	2	0	21	10.4
西京区役所	10	1	2	2	—	15	7.4
洛西支所	3	0	0	0	—	3	1.5
伏見区役所	12	4	4	3	0	23	11.4
深草支所	3	1	1	0	—	5	2.5
醍醐支所	1	1	1	0	—	3	1.5
合計	131	21	21	24	5	202	100.0
平均団体数	9.4	1.5	1.5	1.7	1.0	14.4	
課等別割合	64.9	10.4	10.4	11.9	2.5	100.0	



(3) 会計規則及び専決規程の整備状況

(単位：団体，％)

区等名	団体数				割合		
	整備 している	整備して いない	会計事務 がない	合計	整備 している	整備して いない	会計事務 がない
北区役所	14	1	1	16	87.5	6.3	6.3
上京区役所	14	2	2	18	77.8	11.1	11.1
左京区役所	11	9	1	21	52.4	42.9	4.8
中京区役所	10	1	1	12	83.3	8.3	8.3
東山区役所	9	3	1	13	69.2	23.1	7.7
山科区役所	13	4	0	17	76.5	23.5	0.0
下京区役所	16	2	0	18	88.9	11.1	0.0
南区役所	9	6	2	17	52.9	35.3	11.8
右京区役所	12	7	2	21	57.1	33.3	9.5
西京区役所	13	2	0	15	86.7	13.3	0.0
洛西支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
伏見区役所	15	2	6	23	65.2	8.7	26.1
深草支所	4	1	0	5	80.0	20.0	0.0
醍醐支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
合計	146	40	16	202	72.3	19.8	7.9

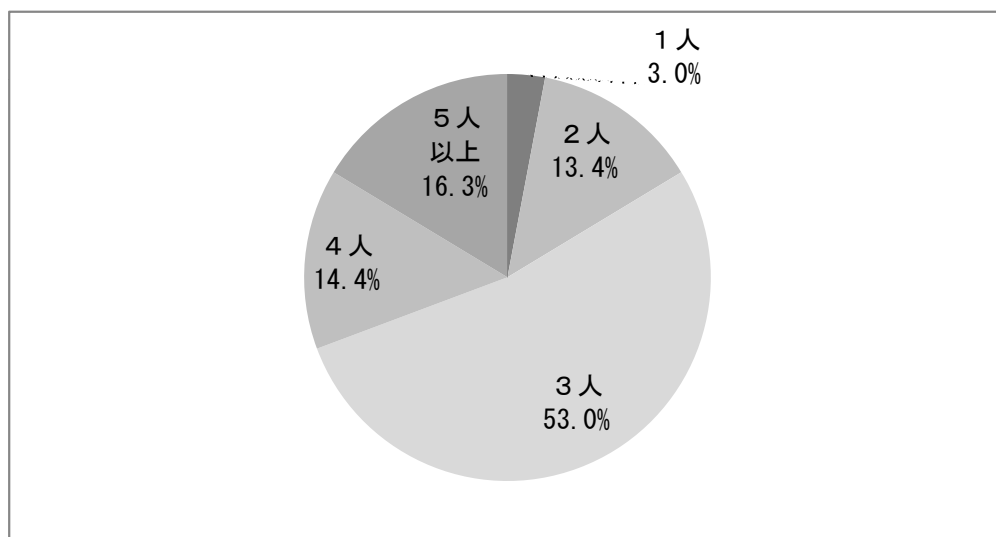


(4) 事務局の事務を担当している本市職員数

(単位：団体，％)

区等名	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
北区役所	0	0	1	10	2	3	16
上京区役所	0	0	2	7	6	3	18
左京区役所	0	5	1	12	2	1	21
中京区役所	0	0	3	8	1	0	12
東山区役所	0	0	6	4	3	0	13
山科区役所	0	0	3	9	2	3	17
下京区役所	0	0	1	12	3	2	18
南区役所	0	0	1	6	3	7	17
右京区役所	0	1	2	16	1	1	21
西京区役所	0	0	2	11	1	1	15
洛西支所	0	0	0	3	0	0	3
伏見区役所	0	0	3	5	3	12	23
深草支所	0	0	1	3	1	0	5
醍醐支所	0	0	1	1	1	0	3
合計	0	6	27	107	29	33	202
割合	0.0	3.0	13.4	53.0	14.4	16.3	100.0

1 団体当たり平均職員数 3.7 人



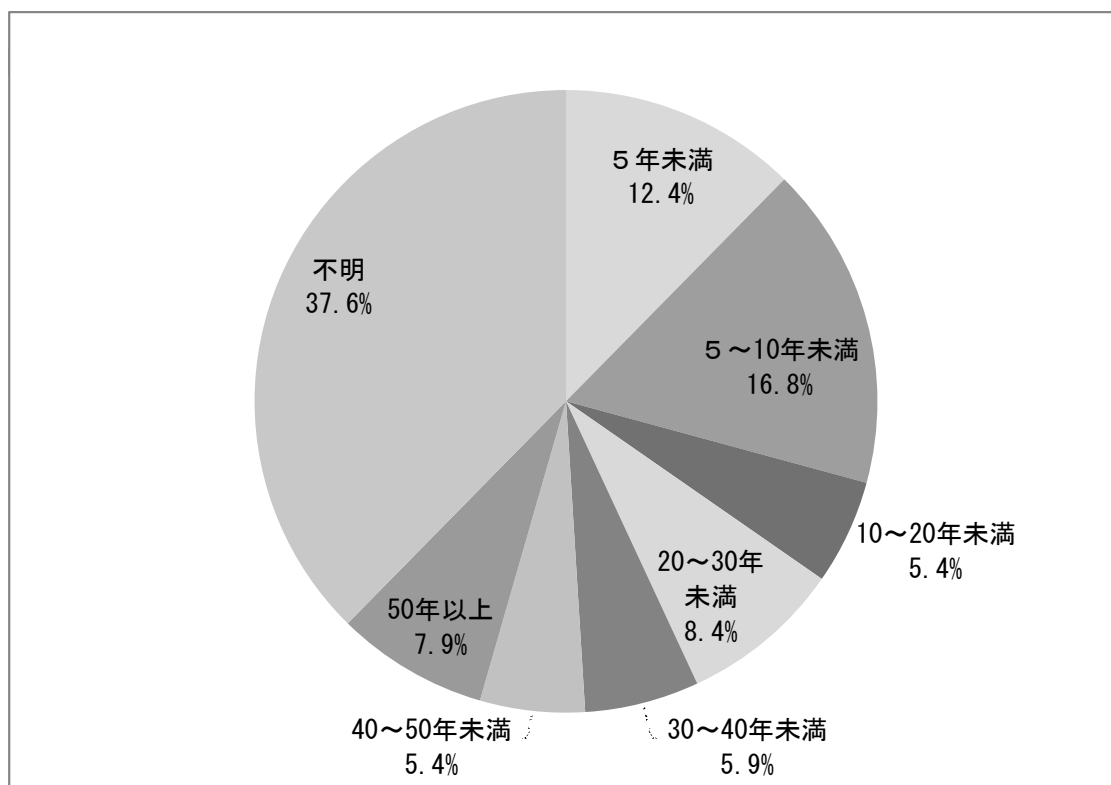
(5) 事務局の設置年数

(単位：団体，％)

区等名	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年 以上	不明	合計
北区役所	3	4	0	0	0	0	0	9	16
上京区役所	1	2	2	0	0	0	2	11	18
左京区役所	3	1	0	3	0	4	2	8	21
中京区役所	0	1	0	1	0	0	0	10	12
東山区役所	2	3	1	0	0	1	3	3	13
山科区役所	3	2	1	2	5	0	0	4	17
下京区役所	3	3	3	2	1	2	3	1	18
南区役所	0	4	0	3	1	0	3	6	17
右京区役所	3	4	1	1	1	1	0	10	21
西京区役所	1	2	0	2	4	1	0	5	15
洛西支所	1	1	0	1	0	0	0	0	3
伏見区役所	3	5	3	2	0	2	3	5	23
深草支所	2	1	0	0	0	0	0	2	5
醍醐支所	0	1	0	0	0	0	0	2	3
合計	25	34	11	17	12	11	16	76	202
割合	12.4	16.8	5.4	8.4	5.9	5.4	7.9	37.6	100.0

平均年数 21.1 年

最長年数 60 年



2 事務局の運営状況

(1) 平成24年度決算の状況

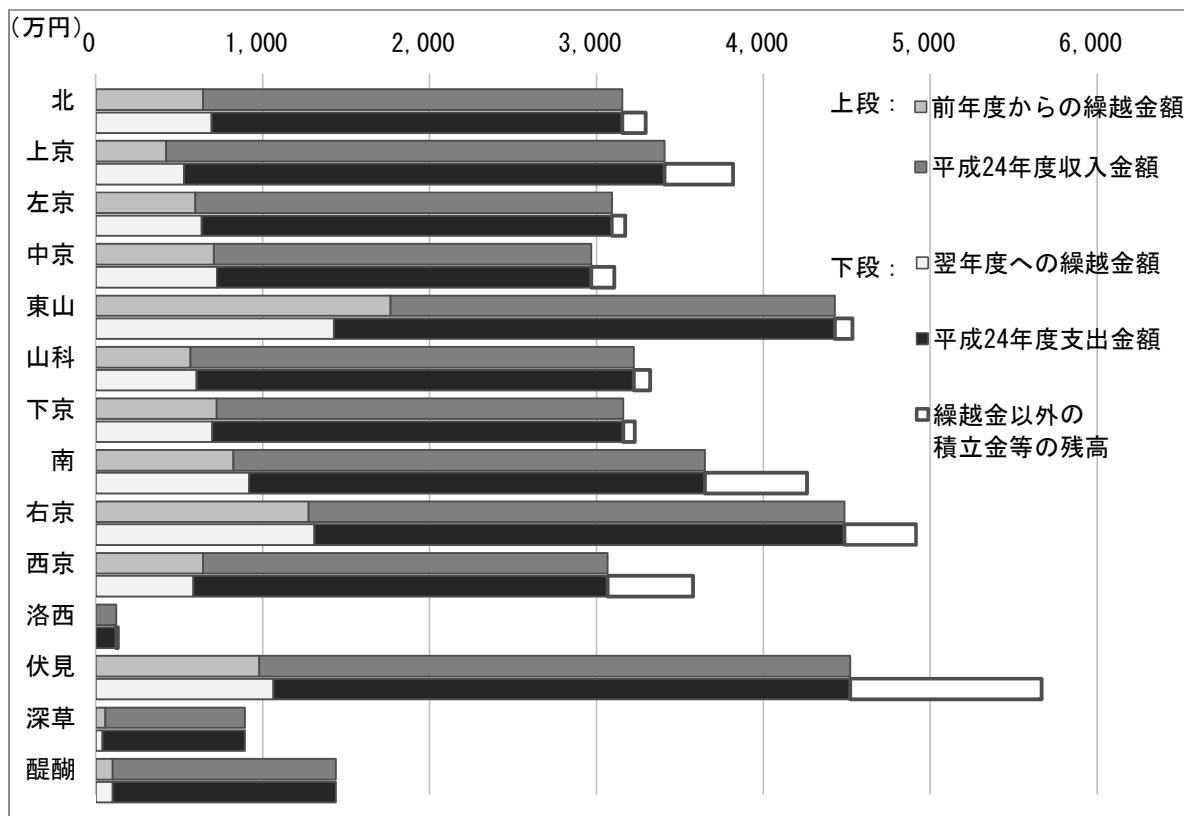
ア 区等別金額合計

(単位：円，件)

区等名	平成24年度 収入金額	平成24年度 支出金額	単年度 収支差額	前年度から の繰越金額	翌年度への 繰越金額	繰越金以外の 積立金等の残高	
						金額	件数
北区役所	25,131,774	24,597,549	534,225	6,401,600	6,935,825	1,414,464	1
上京区役所	29,878,936	28,804,537	1,074,399	4,194,425	5,268,824	4,093,898	4
左京区役所	24,967,882	24,571,064	396,818	5,946,247	6,343,065	800,000	1
中京区役所	22,616,393	22,431,502	184,891	7,054,649	7,239,540	1,401,090	1
東山区役所	26,630,231	30,024,743	△3,394,512	17,648,338	14,253,826	1,052,939	2
山科区役所	26,569,666	26,217,652	352,014	5,665,863	6,017,877	985,615	1
下京区役所	24,355,905	24,623,318	△267,413	7,236,016	6,968,603	699,288	1
南区役所	28,255,096	27,313,533	941,563	8,232,987	9,174,550	6,131,436	1
右京区役所	32,109,766	31,760,812	348,954	12,747,290	13,096,244	4,286,111	5
西京区役所	24,250,700	24,818,256	△567,556	6,409,859	5,842,303	5,118,332	1
洛西支所	1,216,789	1,216,789	0	0	0	90,841	1
伏見区役所	35,421,984	34,555,642	866,342	9,775,064	10,641,406	11,474,670	3
深草支所	8,348,466	8,529,250	△180,784	565,954	385,170	0	0
醍醐支所	13,362,433	13,362,433	0	1,000,483	1,000,483	0	0
合計	323,116,021	322,827,080	288,941	92,878,775	93,167,716	37,548,684	22

繰越金及び積立金等残高合計

130,716,400 円



イ 収入金額

(単位：団体，％，千円)

区等名	0円	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	500万円以上	会計 事務 がない	その他 (注)	合計
北区役所	0	9	1	2	1	1	1	1	0	16
上京区役所	1	7	2	2	1	1	2	2	0	18
左京区役所	0	12	4	0	2	0	2	1	0	21
中京区役所	0	5	1	3	0	1	1	1	0	12
東山区役所	0	6	3	1	0	0	2	1	0	13
山科区役所	0	10	1	2	2	0	1	0	1	17
下京区役所	0	11	3	1	0	2	1	0	0	18
南区役所	0	9	1	1	1	1	2	2	0	17
右京区役所	1	6	5	0	1	3	1	2	2	21
西京区役所	0	9	1	3	1	0	1	0	0	15
洛西支所	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	0	3	8	0	1	2	2	6	1	23
深草支所	0	1	1	1	0	1	0	0	1	5
醍醐支所	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3
合計	2	91	32	16	10	12	18	16	5	202
割合	1.0	45.0	15.8	7.9	5.0	5.9	8.9	7.9	2.5	100.0
金額合計	0	33,612	42,948	38,993	34,236	53,987	119,340	0	0	323,116

最高金額 9,189,411 円

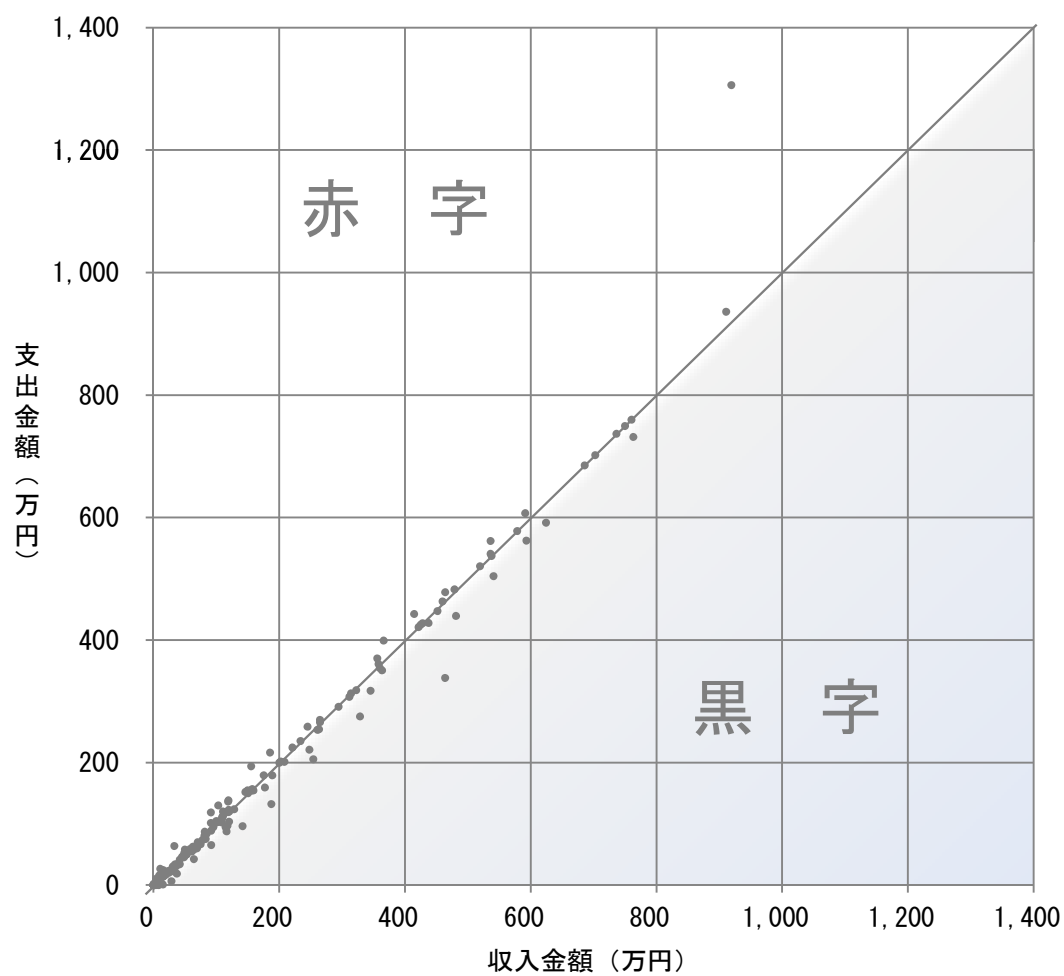
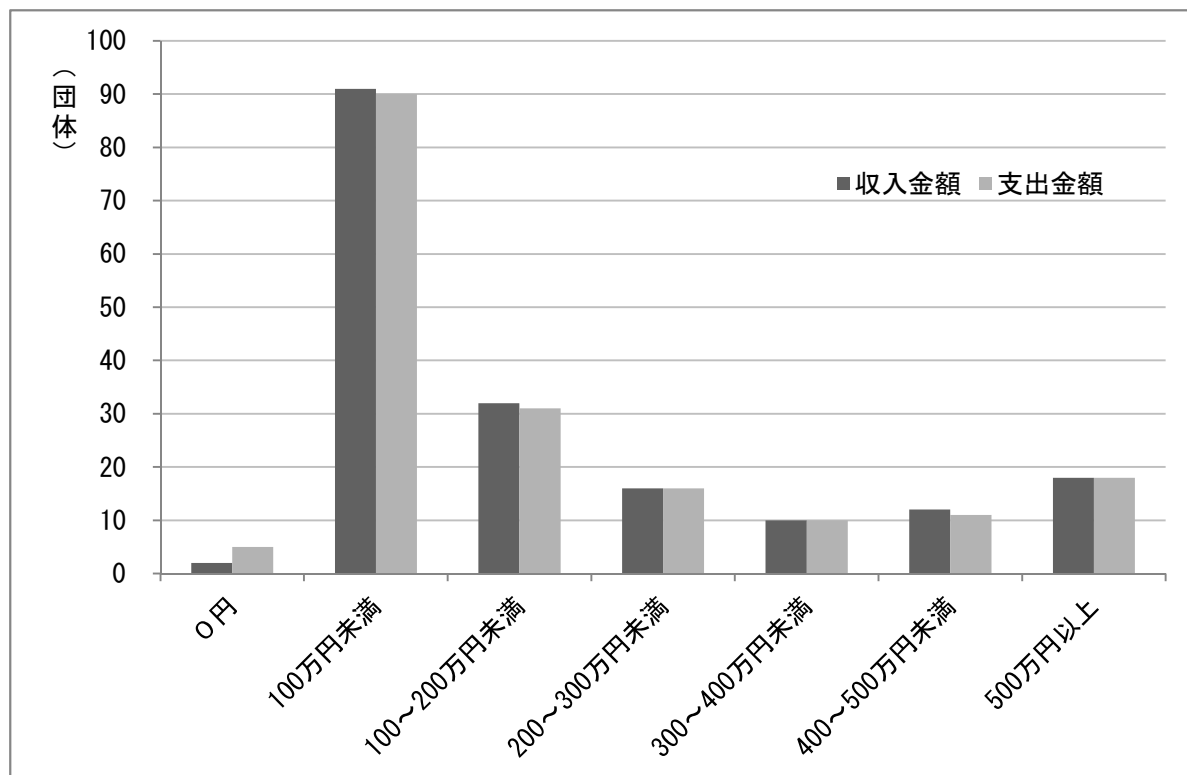
注 「その他」は平成25年度に設立された団体等。以下同じ。

ウ 支出金額

(単位：団体，％)

区等名	0円	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	500万円以上	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	1	8	1	2	1	1	1	1	0	16
上京区役所	1	6	3	2	1	1	2	2	0	18
左京区役所	1	11	4	0	2	0	2	1	0	21
中京区役所	0	6	0	3	0	1	1	1	0	12
東山区役所	0	7	2	1	0	0	2	1	0	13
山科区役所	0	10	1	2	2	0	1	0	1	17
下京区役所	1	10	3	1	0	2	1	0	0	18
南区役所	0	9	1	1	1	1	2	2	0	17
右京区役所	1	6	5	0	2	2	1	2	2	21
西京区役所	0	8	2	3	1	0	1	0	0	15
洛西支所	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	0	5	6	1	0	2	2	6	1	23
深草支所	0	1	2	0	0	1	0	0	1	5
醍醐支所	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3
合計	5	90	31	16	10	11	18	16	5	202
割合	2.5	44.6	15.3	7.9	5.0	5.4	8.9	7.9	2.5	100.0
金額合計	0	34,744	42,511	39,159	34,319	49,139	122,954	0	0	322,827

最高金額 13,064,402 円

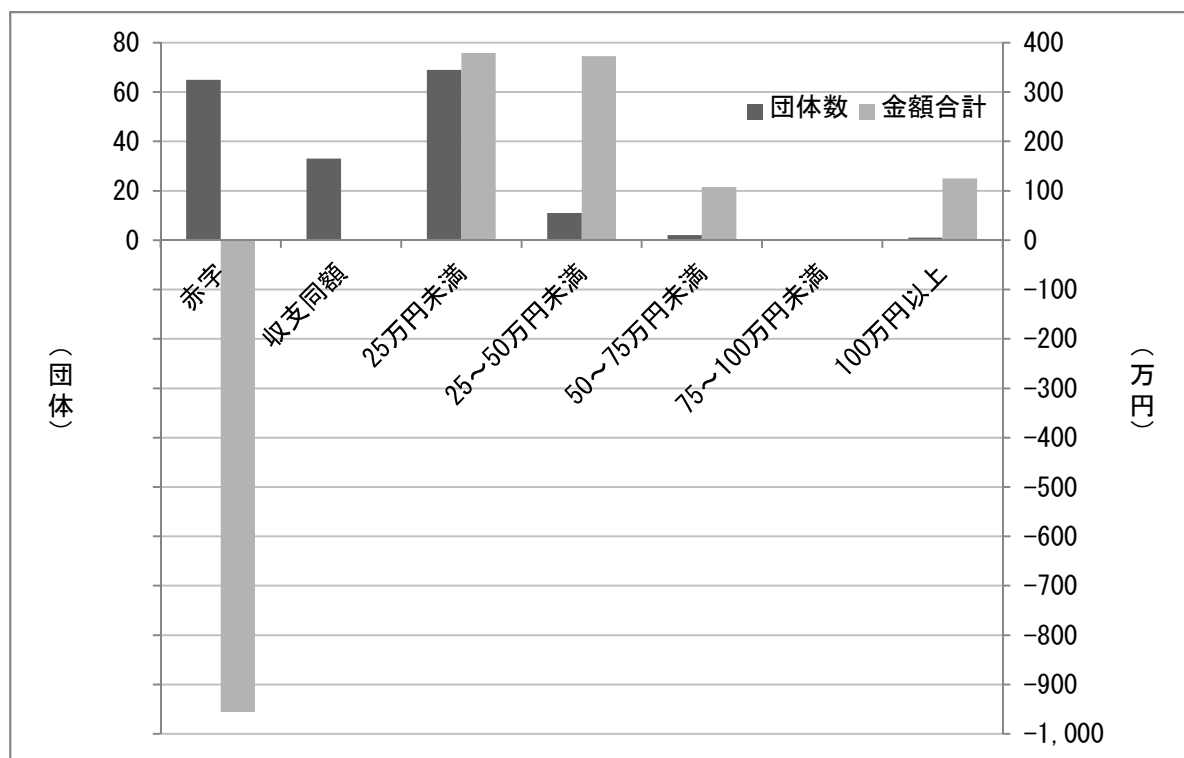


エ 単年度収支差額

(単位：団体，％)

区等名	赤字	0円 収支 同額	黒字					会計 事務 がない	その他	合計
			25万円 未満	25万円 以上 50万円 未満	50万円 以上 75万円 未満	75万円 以上 100万円 未満	100万円 以上			
北区役所	5	3	5	2	0	0	0	1	0	16
上京区役所	5	3	6	1	1	0	0	2	0	18
左京区役所	6	1	11	2	0	0	0	1	0	21
中京区役所	3	0	7	1	0	0	0	1	0	12
東山区役所	6	1	3	2	0	0	0	1	0	13
山科区役所	5	3	7	1	0	0	0	0	1	17
下京区役所	9	2	7	0	0	0	0	0	0	18
南区役所	3	3	8	1	0	0	0	2	0	17
右京区役所	10	3	3	0	0	0	1	2	2	21
西京区役所	8	2	5	0	0	0	0	0	0	15
洛西支所	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	4	4	6	1	1	0	0	6	1	23
深草支所	1	2	1	0	0	0	0	0	1	5
醍醐支所	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	65	33	69	11	2	0	1	16	5	202
割合	32.2	16.3	34.2	5.4	1.0	0.0	0.5	7.9	2.5	100.0
金額合計	-9,555	0	3,791	3,724	1,077	0	1,252	0	0	289

最高金額 1,252,002 円

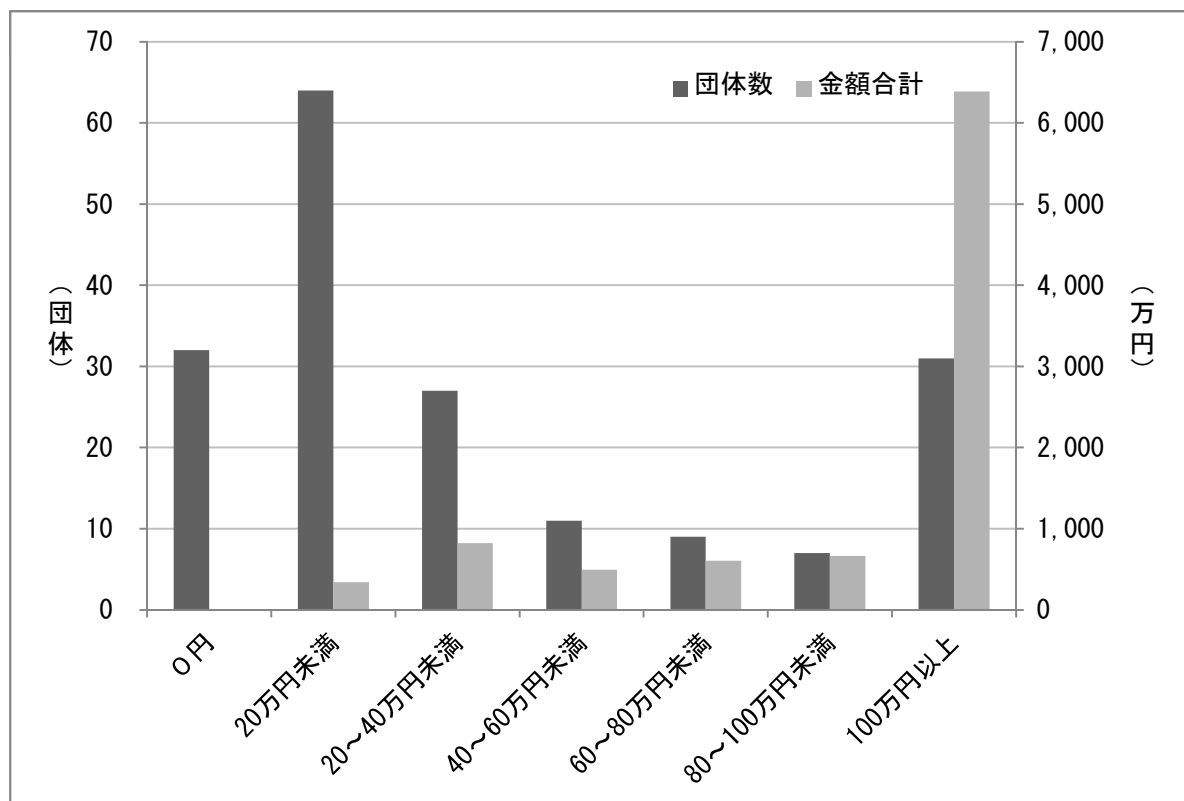


オ 翌年度への繰越金額

(単位：団体，％)

局区等名	0円	20万円未満	20万円以上 40万円未満	40万円以上 60万円未満	60万円以上 80万円未満	80万円以上 100万円未満	100万円以上	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	2	5	3	1	1	1	2	1	0	16
上京区役所	2	7	3	1	0	1	2	2	0	18
左京区役所	1	11	5	0	1	0	2	1	0	21
中京区役所	0	2	3	1	1	1	3	1	0	12
東山区役所	1	5	2	1	0	1	2	1	0	13
山科区役所	3	9	1	0	1	0	2	0	1	17
下京区役所	4	6	4	0	1	0	3	0	0	18
南区役所	3	3	1	2	1	0	5	2	0	17
右京区役所	3	5	1	3	1	0	4	2	2	21
西京区役所	2	7	2	2	0	0	2	0	0	15
洛西支所	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	4	3	1	0	2	3	3	6	1	23
深草支所	2	1	1	0	0	0	0	0	1	5
醍醐支所	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
合計	32	64	27	11	9	7	31	16	5	202
割合	15.8	31.7	13.4	5.4	4.5	3.5	15.3	7.9	2.5	100.0
金額合計	0	3,395	8,234	4,969	6,074	6,631	63,865	0	0	93,168

最高金額 9,879,810 円

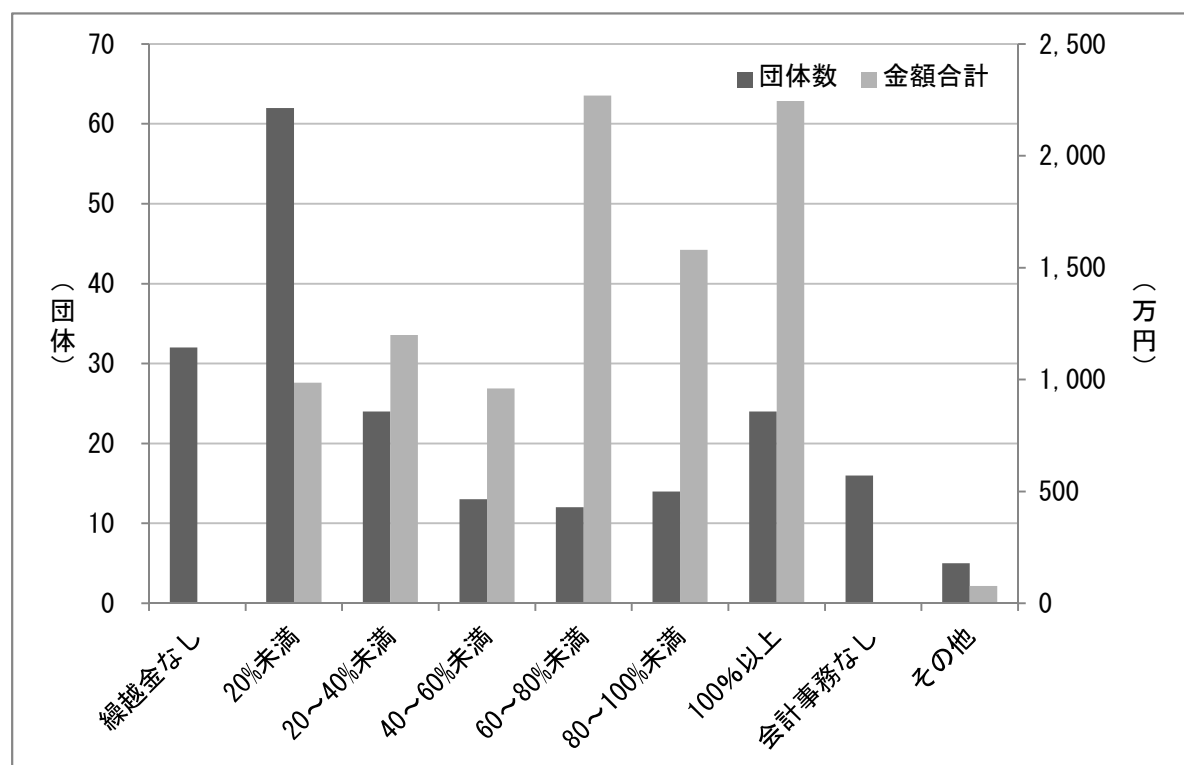


カ 団体の支出金額に対する翌年度への繰越金額の割合

(単位：団体，％)

局区等名	繰越金 なし	20% 未満	20% 以上 40% 未満	40% 以上 60% 未満	60% 以上 80% 未満	80% 以上 100% 未満	100% 以上 (注)	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	2	8	0	1	0	1	3	1	0	16
上京区役所	2	5	4	1	2	0	2	2	0	18
左京区役所	1	9	2	1	1	2	4	1	0	21
中京区役所	0	4	3	0	2	1	1	1	0	12
東山区役所	1	5	1	1	2	0	2	1	0	13
山科区役所	3	7	5	0	0	0	1	0	1	17
下京区役所	4	4	2	3	0	2	3	0	0	18
南区役所	3	2	1	2	2	2	3	2	0	17
右京区役所	3	4	2	2	2	1	3	2	2	21
西京区役所	2	7	1	2	0	2	1	0	0	15
洛西支所	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	4	5	2	0	1	3	1	6	1	23
深草支所	2	1	1	0	0	0	0	0	1	5
醍醐支所	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	32	62	24	13	12	14	24	16	5	202
割合	15.8	30.7	11.9	6.4	5.9	6.9	11.9	7.9	2.5	100.0
金額合計	0	9,851	11,988	9,607	22,699	15,796	22,451	0	776	93,168

注 支出金額が0円であった団体を含む。

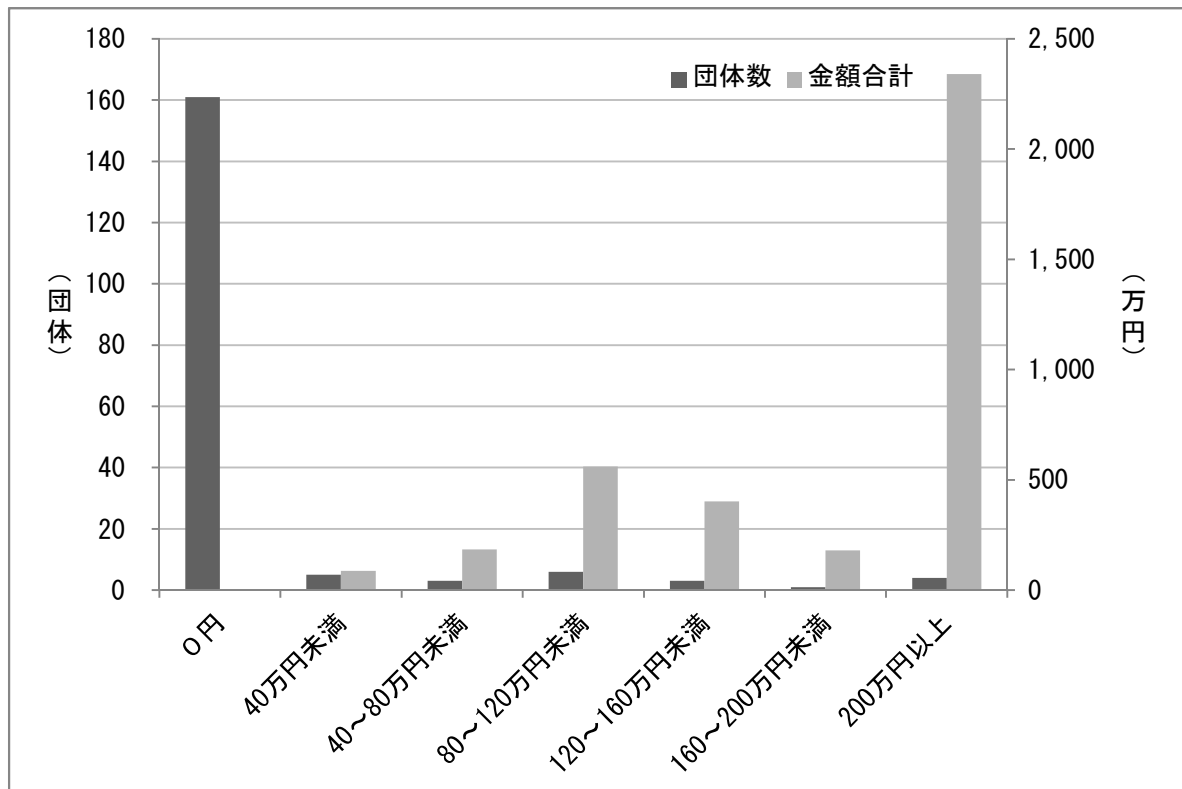


キ 繰越金以外の積立金等の平成24年度末残高

(単位：団体，％)

局区等名	なし 0円	40万円 未満	40万円 以上 80万円 未満	80万円 以上 120万円 未満	120万円 以上 160万円 未満	160万円 以上 200万円 未満	200万円 以上	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	14	0	0	0	1	0	0	1	0	16
上京区役所	12	1	1	1	0	0	1	2	0	18
左京区役所	19	0	0	1	0	0	0	1	0	21
中京区役所	10	0	0	0	1	0	0	1	0	12
東山区役所	10	1	0	1	0	0	0	1	0	13
山科区役所	15	0	0	1	0	0	0	0	1	17
下京区役所	17	0	1	0	0	0	0	0	0	18
南区役所	14	0	0	0	0	0	1	2	0	17
右京区役所	13	1	1	2	0	1	0	2	1	21
西京区役所	14	0	0	0	0	0	1	0	0	15
洛西支所	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	13	1	0	0	1	0	1	6	1	23
深草支所	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
醍醐支所	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	161	5	3	6	3	1	4	16	3	202
割合	79.7	2.5	1.5	3.0	1.5	0.5	2.0	7.9	1.5	100.0
金額合計	0	872	1,847	5,608	4,016	1,801	23,404	0	0	37,549

最高金額 9,924,670 円



(2) 平成24年度に本市から交付された補助金等の状況

ア 区等別件数及び金額合計

(単位：件，円，％)

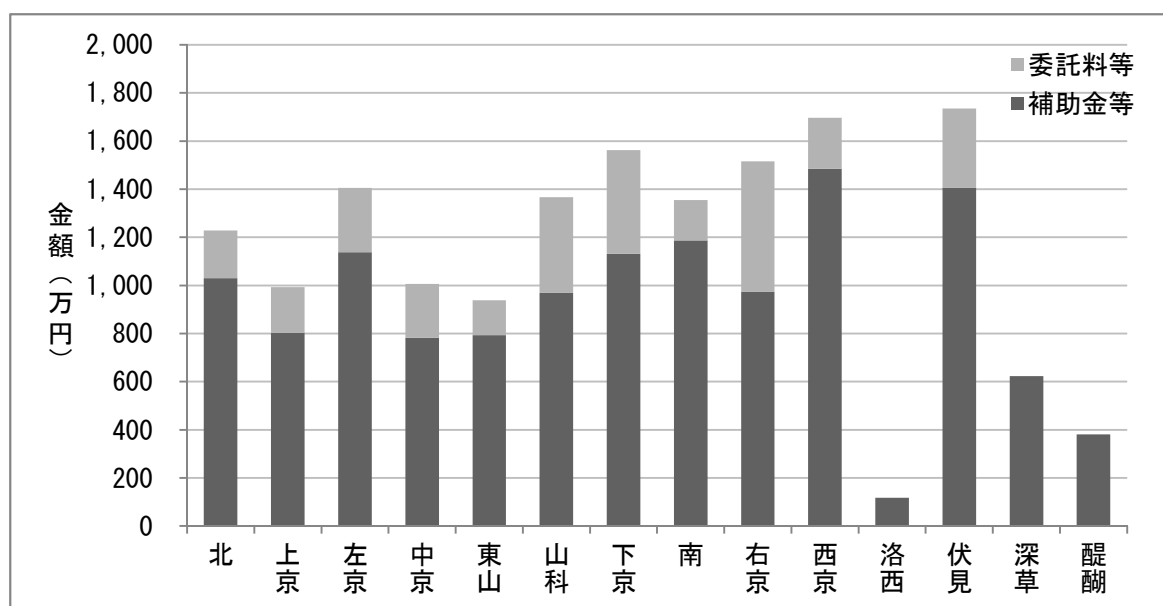
区等名	補助金等（注１）				委託料等（注２）		合計	
	件数	金額	件数割合	金額割合	金額	割合	金額	割合
北区役所	14	10,306,386	8.2	8.0	1,979,000	6.4	12,285,386	7.7
上京区役所	13	8,032,679	7.6	6.3	1,901,000	6.1	9,933,679	6.2
左京区役所	14	11,372,946	8.2	8.9	2,681,000	8.6	14,053,946	8.8
中京区役所	10	7,833,509	5.9	6.1	2,229,000	7.2	10,062,509	6.3
東山区役所	15	7,927,951	8.8	6.2	1,457,000	4.7	9,384,951	5.9
山科区役所	15	9,690,311	8.8	7.6	3,978,498	12.8	13,668,809	8.6
下京区役所	13	11,305,493	7.6	8.8	4,314,050	13.9	15,619,543	9.8
南区役所	19	11,864,656	11.2	9.3	1,683,000	5.4	13,547,656	8.5
右京区役所	7	9,738,121	4.1	7.6	5,413,991	17.4	15,152,112	9.5
西京区役所	22	14,846,387	12.9	11.6	2,116,000	6.8	16,962,387	10.7
洛西支所	3	1,181,788	1.8	0.9	0	0.0	1,181,788	0.7
伏見区役所	12	14,068,703	7.1	11.0	3,284,000	10.6	17,352,703	10.9
深草支所	9	6,231,746	5.3	4.9	0	0.0	6,231,746	3.9
醍醐支所	4	3,815,400	2.4	3.0	0	0.0	3,815,400	2.4
合計	170	128,216,076	100.0	100.0	31,036,539	100.0	159,252,615	100.0
金額割合			80.5		19.5		100.0	

注１ 分担金，負担金であっても実質的に財政援助の内容を有しているものを含む。

また，他の局区等が支出したものを含む。以下同じ。

２ 補助金等を除く，本市から団体への支出額。他の局区等が支出したものを含む。

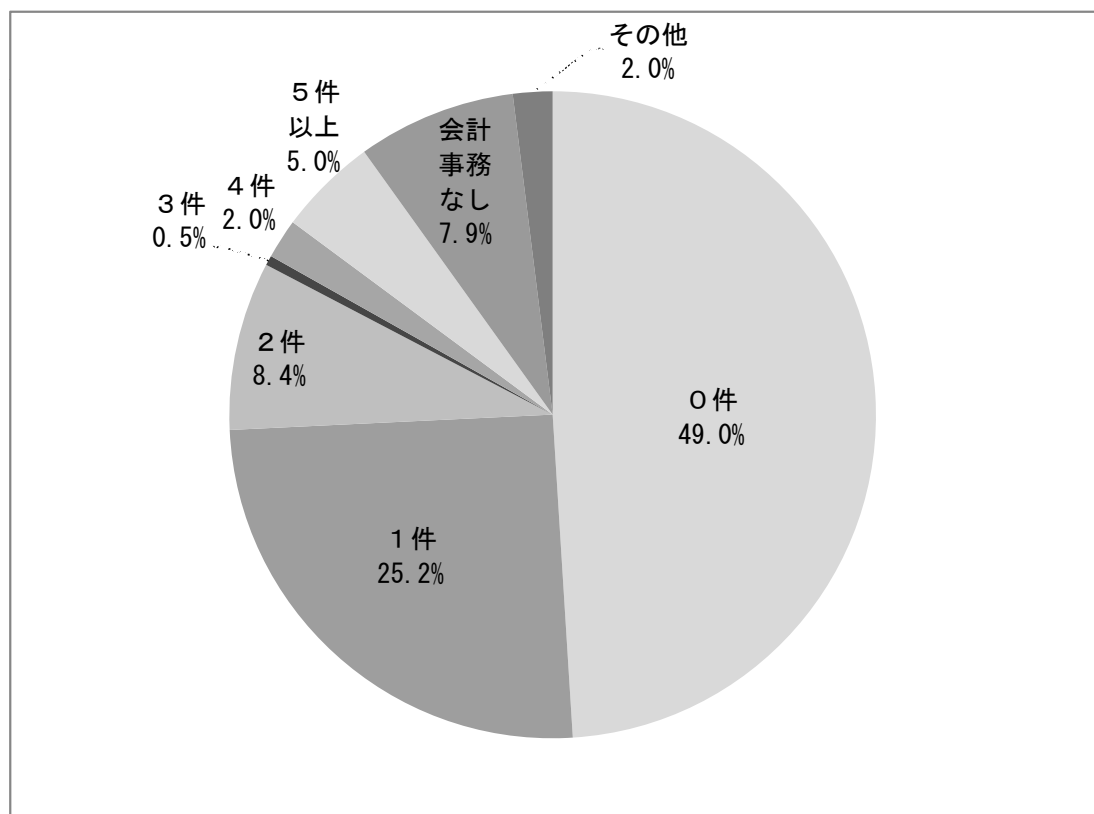
以下同じ。



イ 補助金等の件数

(単位：団体，％)

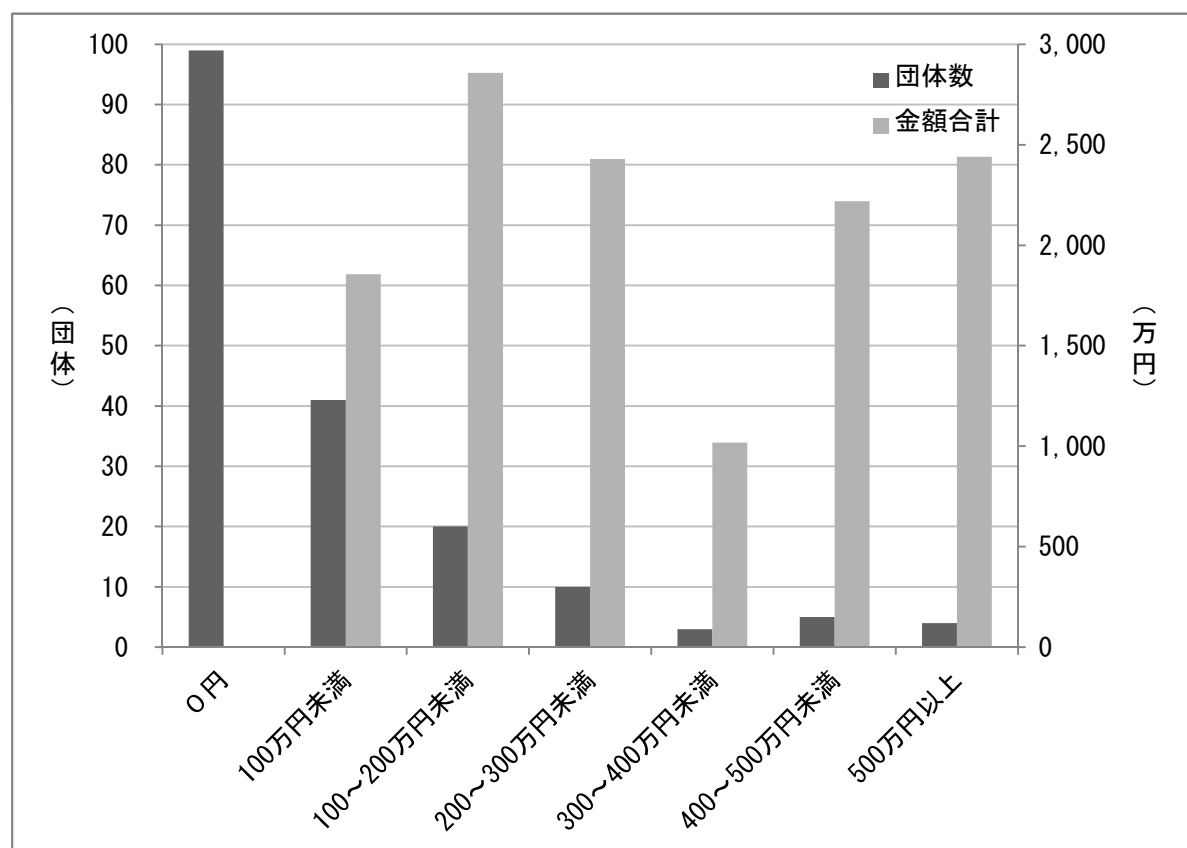
区等名	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件以上	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	8	5	1	0	0	1	1	0	16
上京区役所	9	4	2	0	0	1	2	0	18
左京区役所	13	5	1	0	0	1	1	0	21
中京区役所	6	3	1	0	0	1	1	0	12
東山区役所	6	4	0	0	0	2	1	0	13
山科区役所	7	7	1	0	0	1	0	1	17
下京区役所	10	6	0	1	1	0	0	0	18
南区役所	8	3	1	0	2	1	2	0	17
右京区役所	13	4	1	0	0	0	2	1	21
西京区役所	9	3	1	0	0	2	0	0	15
洛西支所	1	1	1	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	8	5	3	0	0	0	6	1	23
深草支所	0	1	2	0	1	0	0	1	5
醍醐支所	1	0	2	0	0	0	0	0	3
合計	99	51	17	1	4	10	16	4	202
割合	49.0	25.2	8.4	0.5	2.0	5.0	7.9	2.0	100.0



ウ 補助金等の金額

(単位：団体，％)

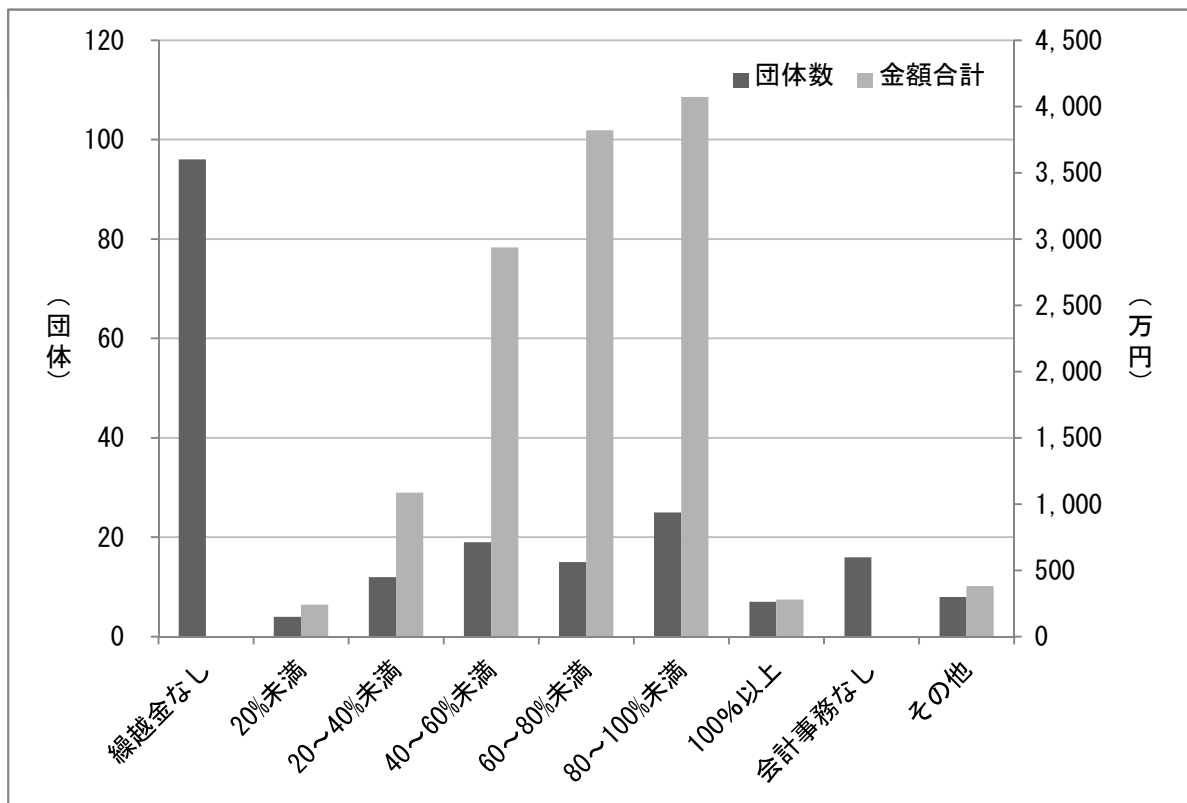
区等名	0円	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	500万円以上	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	8	4	1	1	0	1	0	1	0	16
上京区役所	9	4	1	2	0	0	0	2	0	18
左京区役所	13	3	2	0	1	1	0	1	0	21
中京区役所	6	3	1	0	0	1	0	1	0	12
東山区役所	6	3	2	0	0	1	0	1	0	13
山科区役所	7	7	1	0	0	0	1	0	1	17
下京区役所	10	3	3	0	2	0	0	0	0	18
南区役所	8	3	1	2	0	1	0	2	0	17
右京区役所	13	3	1	0	0	0	1	2	1	21
西京区役所	9	2	1	2	0	0	1	0	0	15
洛西支所	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	8	3	3	1	0	0	1	6	1	23
深草支所	0	2	1	1	0	0	0	0	1	5
醍醐支所	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3
合計	99	41	20	10	3	5	4	16	4	202
割合	49.0	20.3	9.9	5.0	1.5	2.5	2.0	7.9	2.0	100.0
金額合計	0	18,567	28,579	24,289	10,187	22,191	24,402	0	0	128,216



エ 団体の収入金額に占める補助金等の割合

(単位：団体，％)

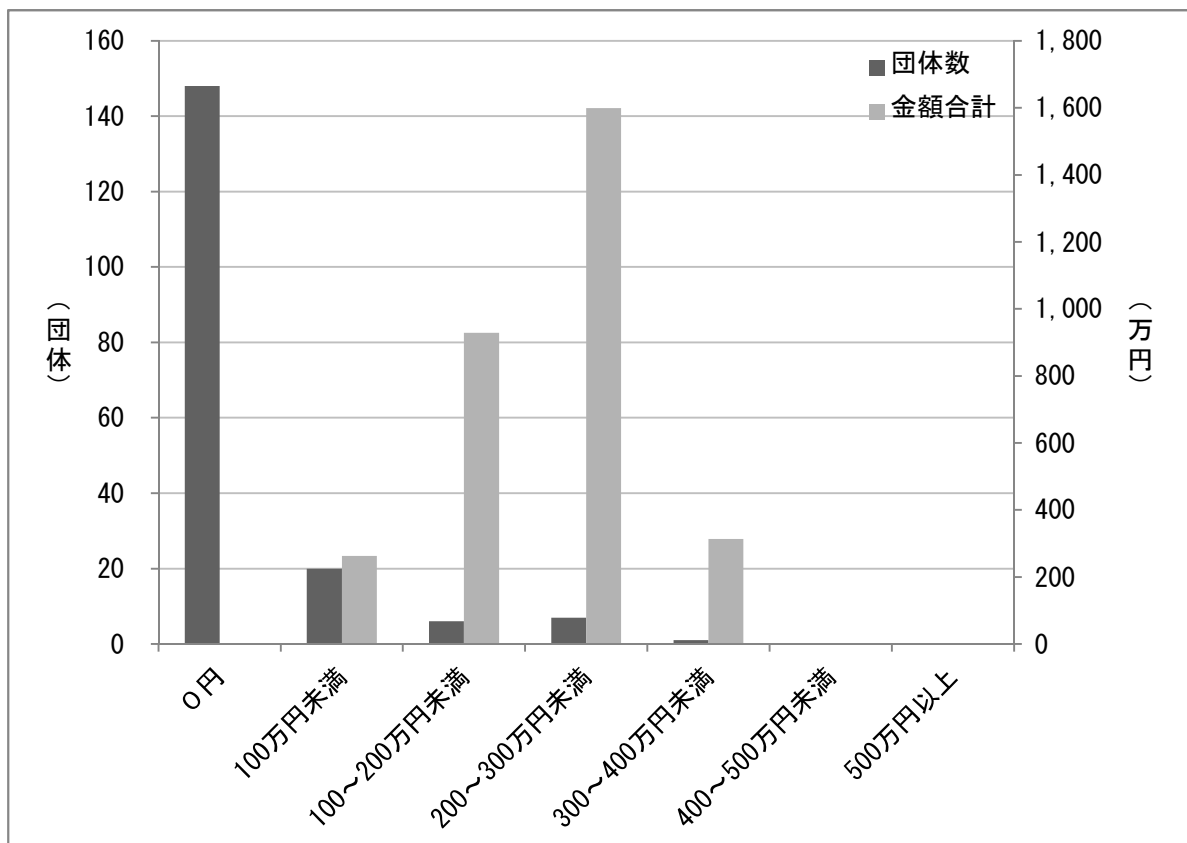
区等名	0％	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100％	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	8	0	1	2	1	1	2	1	0	16
上京区役所	8	2	1	2	2	0	0	2	1	18
左京区役所	13	0	1	1	1	3	0	1	1	21
中京区役所	6	0	1	2	1	1	0	1	0	12
東山区役所	6	0	0	3	1	1	1	1	0	13
山科区役所	7	1	1	1	2	2	2	0	1	17
下京区役所	10	0	1	2	2	3	0	0	0	18
南区役所	8	0	1	2	2	2	0	2	0	17
右京区役所	11	0	2	1	1	1	0	2	3	21
西京区役所	9	0	1	1	0	4	0	0	0	15
洛西支所	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
伏見区役所	8	0	2	0	1	5	0	6	1	23
深草支所	0	0	0	1	1	2	0	0	1	5
醍醐支所	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
合計	96	4	12	19	15	25	7	16	8	202
割合	47.5	2.0	5.9	9.4	7.4	12.4	3.5	7.9	4.0	100.0
金額合計	0	2,421	10,867	29,379	38,215	40,724	2,795	0	3,815	128,216



オ 委託料等の金額

(単位：団体，％)

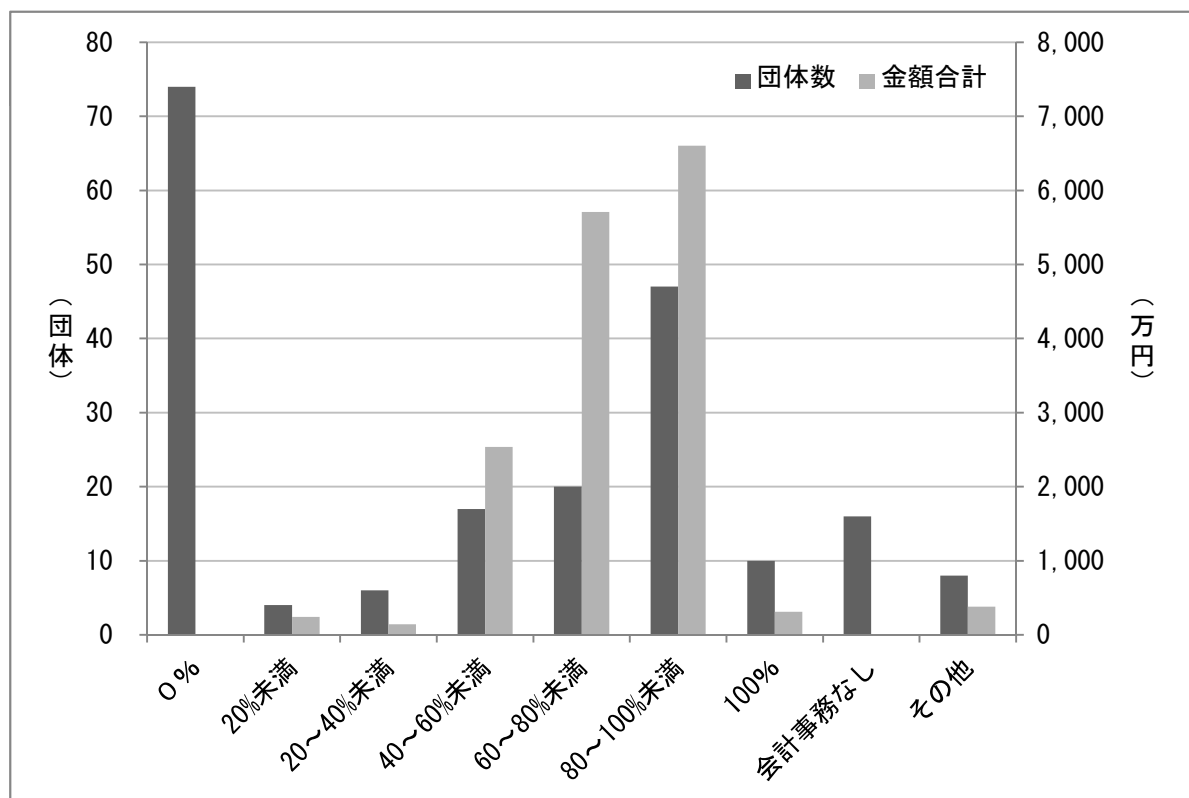
区等名	0円	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上 400万円未満	400万円以上 500万円未満	500万円以上	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	12	2	1	0	0	0	0	1	0	16
上京区役所	13	2	1	0	0	0	0	2	0	18
左京区役所	17	2	0	1	0	0	0	1	0	21
中京区役所	9	1	0	1	0	0	0	1	0	12
東山区役所	9	2	1	0	0	0	0	1	0	13
山科区役所	12	2	1	1	0	0	0	0	1	17
下京区役所	14	2	0	2	0	0	0	0	0	18
南区役所	13	1	1	0	0	0	0	2	0	17
右京区役所	14	2	0	1	1	0	0	2	1	21
西京区役所	11	3	1	0	0	0	0	0	0	15
洛西支所	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
伏見区役所	14	1	0	1	0	0	0	6	1	23
深草支所	4	0	0	0	0	0	0	0	1	5
醍醐支所	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	148	20	6	7	1	0	0	16	4	202
割合	73.3	9.9	3.0	3.5	0.5	0.0	0.0	7.9	2.0	100.0
金額合計	0	2,624	9,282	15,996	3,135	0	0	0	0	31,037



カ 団体の収入金額に占める本市からの支出金額（補助金等及び委託料等）の割合

(単位：団体，％)

区等名	0％	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100％	会計 事務 がない	その他	合計
北区役所	6	0	1	1	1	4	2	1	0	16
上京区役所	6	2	0	3	2	2	0	2	1	18
左京区役所	11	0	0	1	2	5	0	1	1	21
中京区役所	5	0	0	2	2	2	0	1	0	12
東山区役所	4	0	0	3	1	3	1	1	0	13
山科区役所	5	1	1	0	2	5	2	0	1	17
下京区役所	7	0	0	2	2	6	1	0	0	18
南区役所	7	0	1	1	2	3	1	2	0	17
右京区役所	8	0	1	2	3	2	0	2	3	21
西京区役所	6	0	1	0	0	7	1	0	0	15
洛西支所	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3
伏見区役所	7	0	1	0	2	6	0	6	1	23
深草支所	0	0	0	1	1	2	0	0	1	5
醍醐支所	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
合計	74	4	6	17	20	47	10	16	8	202
割合	36.6	2.0	3.0	8.4	9.9	23.3	5.0	7.9	4.0	100.0
金額合計	0	2,421	1,417	25,372	57,096	66,027	3,105	0	3,815	159,253

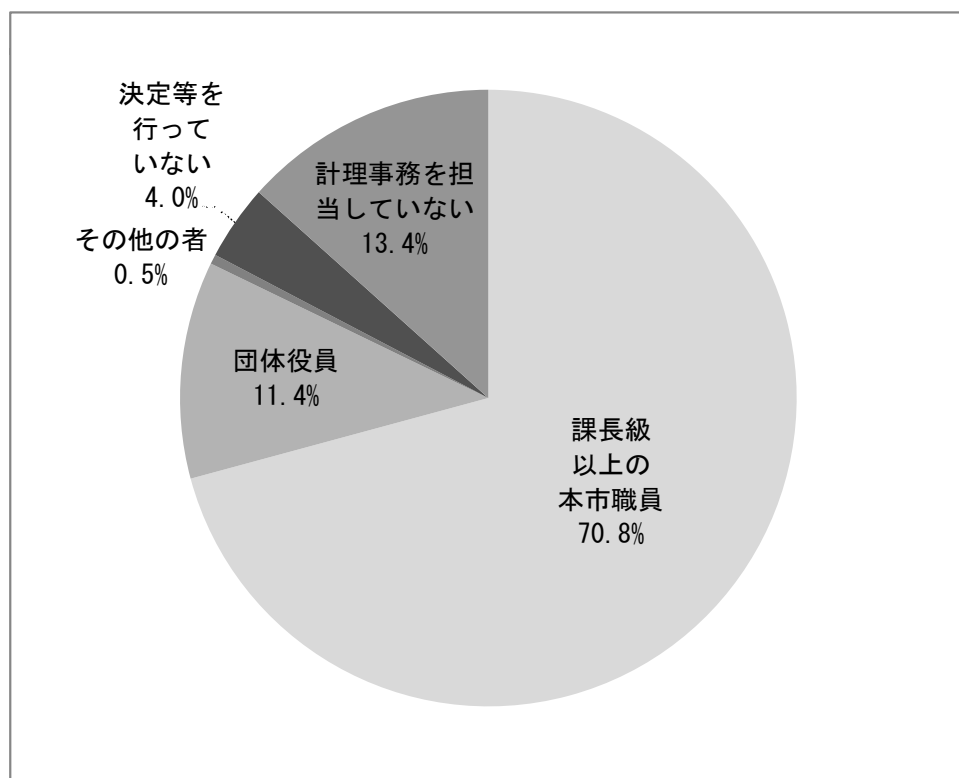


(3) 事務の実施状況

ア 支出決定行為及び精算行為の決定権者及び確認者

(単位：団体，％)

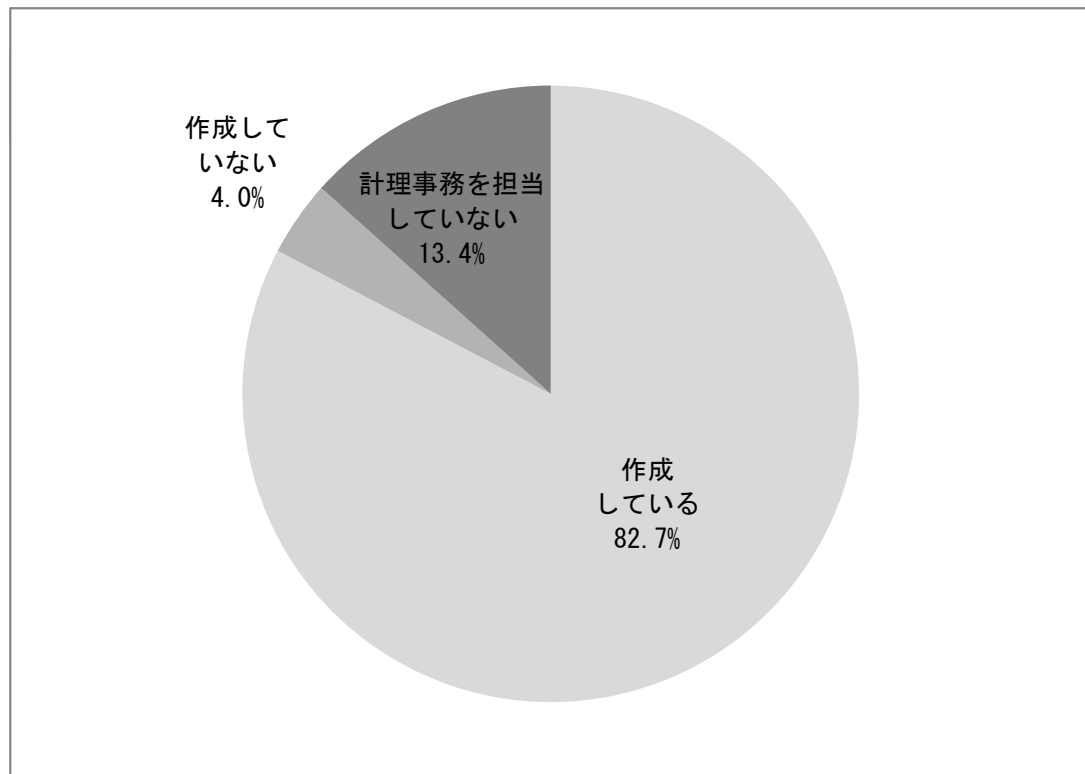
区等名	課長級 以上の 本市職員	団体役員	その他の 者	決定等を行って いない	計理事務を担 当していない	合計
北区役所	15	0	0	0	1	16
上京区役所	11	3	0	0	4	18
左京区役所	15	0	0	5	1	21
中京区役所	10	0	0	0	2	12
東山区役所	10	2	0	0	1	13
山科区役所	13	2	0	0	2	17
下京区役所	13	4	1	0	0	18
南区役所	7	5	0	0	5	17
右京区役所	14	2	0	2	3	21
西京区役所	12	2	0	0	1	15
洛西支所	3	0	0	0	0	3
伏見区役所	13	3	0	0	7	23
深草支所	5	0	0	0	0	5
醍醐支所	2	0	0	1	0	3
合計	143	23	1	8	27	202
割合	70.8	11.4	0.5	4.0	13.4	100.0



イ 会計帳簿の作成

(単位：団体，％)

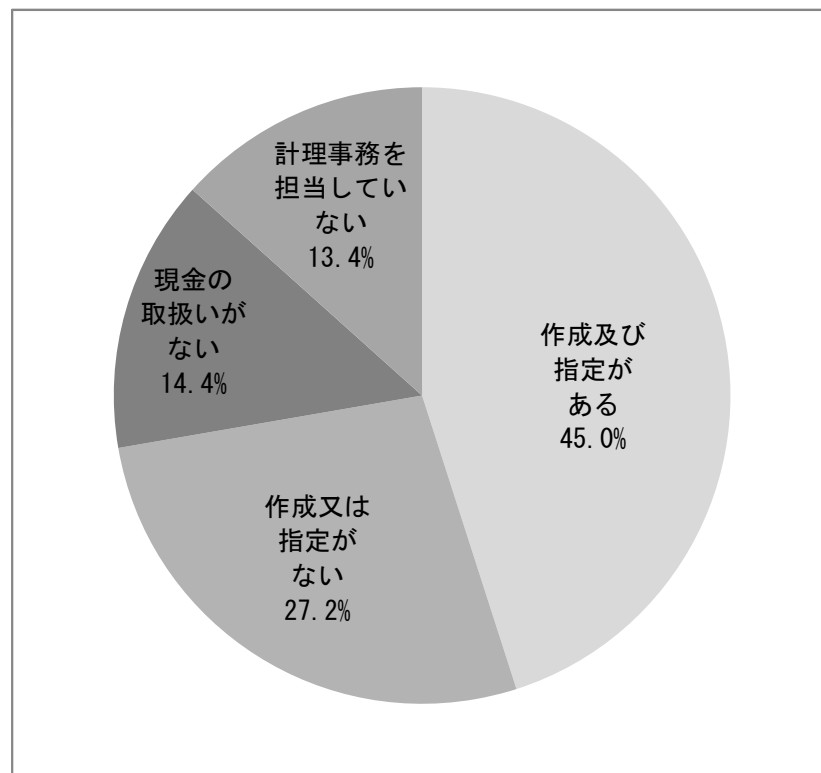
区等名	団体数				割合		
	作成 している	作成して いない	計理事務 を担当し ていない	合計	作成 している	作成して いない	計理事務 を担当し ていない
北区役所	15	0	1	16	93.8	0.0	6.3
上京区役所	14	0	4	18	77.8	0.0	22.2
左京区役所	20	0	1	21	95.2	0.0	4.8
中京区役所	10	0	2	12	83.3	0.0	16.7
東山区役所	12	0	1	13	92.3	0.0	7.7
山科区役所	15	0	2	17	88.2	0.0	11.8
下京区役所	17	1	0	18	94.4	5.6	0.0
南区役所	9	3	5	17	52.9	17.6	29.4
右京区役所	16	2	3	21	76.2	9.5	14.3
西京区役所	12	2	1	15	80.0	13.3	6.7
洛西支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
伏見区役所	16	0	7	23	69.6	0.0	30.4
深草支所	5	0	0	5	100.0	0.0	0.0
醍醐支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
合計	167	8	27	202	82.7	4.0	13.4



ウ 現金出納簿の作成及び現金管理職員の指定

(単位：団体，％)

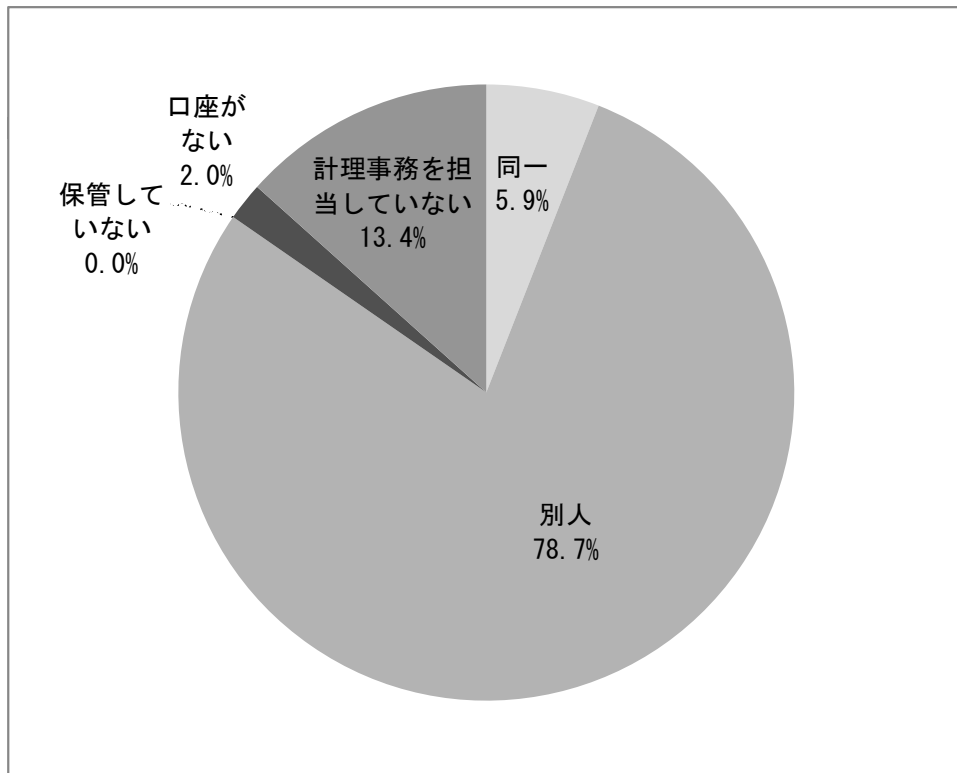
区等名	作成及び 指定が ある	作成又は 指定が ない	現金の 取扱いが ない	計理事務 を担当し ていない	合計
北区役所	5	10	0	1	16
上京区役所	13	1	0	4	18
左京区役所	8	10	2	1	21
中京区役所	9	0	1	2	12
東山区役所	6	1	5	1	13
山科区役所	11	4	0	2	17
下京区役所	15	0	3	0	18
南区役所	7	5	0	5	17
右京区役所	4	12	2	3	21
西京区役所	0	5	9	1	15
洛西支所	3	0	0	0	3
伏見区役所	9	1	6	7	23
深草支所	0	4	1	0	5
醍醐支所	1	2	0	0	3
合計	91	55	29	27	202
割合	45.0	27.2	14.4	13.4	100.0



エ 通帳と銀行印の管理者

(単位：団体，％)

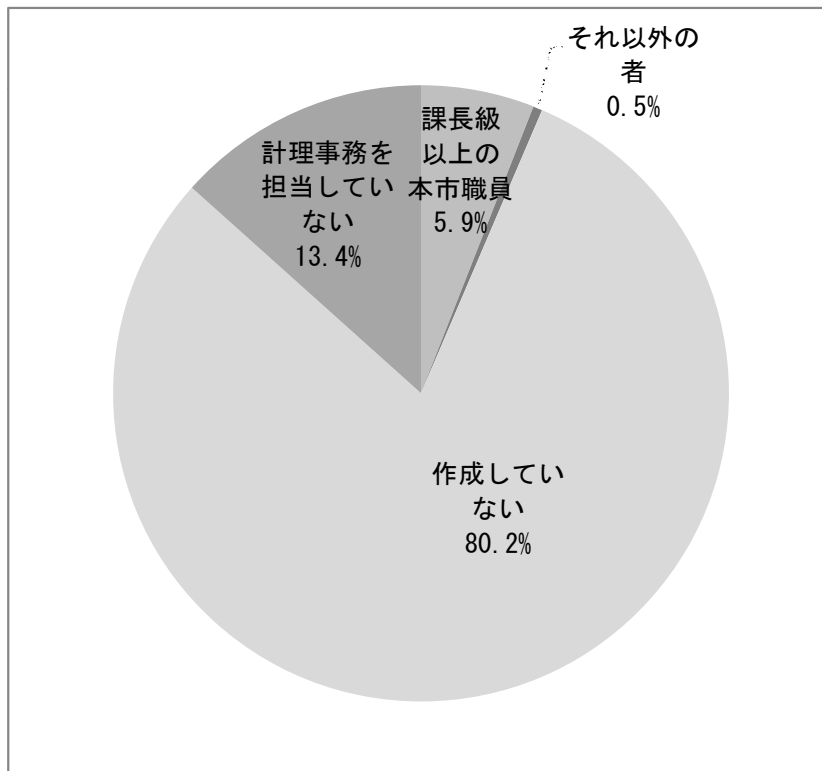
区等名	同一	別人	保管して いない	口座が ない	計理事務 を担当し ていない	合計
北区役所	0	15	0	0	1	16
上京区役所	0	14	0	0	4	18
左京区役所	5	15	0	0	1	21
中京区役所	0	10	0	0	2	12
東山区役所	0	12	0	0	1	13
山科区役所	0	15	0	0	2	17
下京区役所	0	18	0	0	0	18
南区役所	2	10	0	0	5	17
右京区役所	2	15	0	1	3	21
西京区役所	2	12	0	0	1	15
洛西支所	1	1	0	1	0	3
伏見区役所	0	16	0	0	7	23
深草支所	0	4	0	1	0	5
醍醐支所	0	2	0	1	0	3
合計	12	159	0	4	27	202
割合	5.9	78.7	0.0	2.0	13.4	100.0



オ キャッシュカードの管理者

(単位：団体，％)

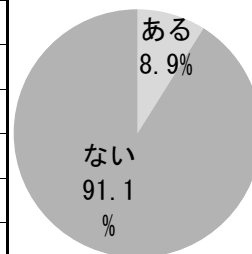
区等名	課長級 以上の 本市職員	それ以外 の者	作成して いない	計理事務 を担当し ていない	合計
北区役所	2	0	13	1	16
上京区役所	0	0	14	4	18
左京区役所	1	0	19	1	21
中京区役所	3	0	7	2	12
東山区役所	2	0	10	1	13
山科区役所	0	0	15	2	17
下京区役所	4	0	14	0	18
南区役所	0	0	12	5	17
右京区役所	0	1	17	3	21
西京区役所	0	0	14	1	15
洛西支所	0	0	3	0	3
伏見区役所	0	0	16	7	23
深草支所	0	0	5	0	5
醍醐支所	0	0	3	0	3
合計	12	1	162	27	202
割合	5.9	0.5	80.2	13.4	100.0



カ 小口現金の有無

(単位：団体，％)

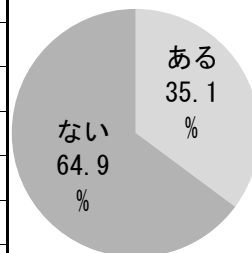
区等名	団体数			割合	
	小口現金がある	小口現金がない	合計	小口現金がある	小口現金がない
北区役所	0	16	16	0.0	100.0
上京区役所	1	17	18	5.6	94.4
左京区役所	1	20	21	4.8	95.2
中京区役所	0	12	12	0.0	100.0
東山区役所	2	11	13	15.4	84.6
山科区役所	3	14	17	17.6	82.4
下京区役所	0	18	18	0.0	100.0
南区役所	3	14	17	17.6	82.4
右京区役所	0	21	21	0.0	100.0
西京区役所	0	15	15	0.0	100.0
洛西支所	0	3	3	0.0	100.0
伏見区役所	6	17	23	26.1	73.9
深草支所	1	4	5	20.0	80.0
醍醐支所	1	2	3	33.3	66.7
合計	18	184	202	8.9	91.1



キ 金券及び事務機器等（団体の切手，タクシーチケット，パソコン等）の有無

(単位：団体，％)

区等名	団体数			割合	
	金券又は事務機器等がある	金券又は事務機器等がない	合計	金券又は事務機器等がある	金券又は事務機器等がない
北区役所	8	8	16	50.0	50.0
上京区役所	7	11	18	38.9	61.1
左京区役所	5	16	21	23.8	76.2
中京区役所	6	6	12	50.0	50.0
東山区役所	7	6	13	53.8	46.2
山科区役所	4	13	17	23.5	76.5
下京区役所	5	13	18	27.8	72.2
南区役所	9	8	17	52.9	47.1
右京区役所	8	13	21	38.1	61.9
西京区役所	5	10	15	33.3	66.7
洛西支所	0	3	3	0.0	100.0
伏見区役所	6	17	23	26.1	73.9
深草支所	1	4	5	20.0	80.0
醍醐支所	0	3	3	0.0	100.0
合計	71	131	202	35.1	64.9



ク 平成24年度に団体が締結した契約の最高金額（税込）

（単位：団体，％）

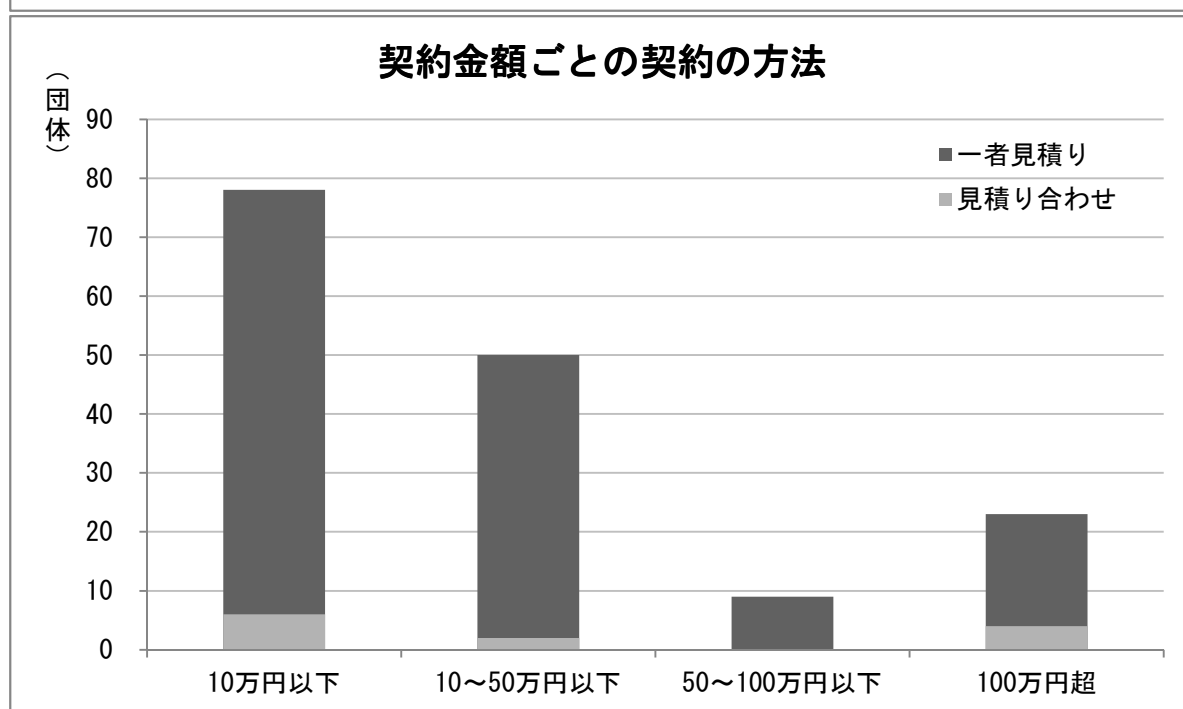
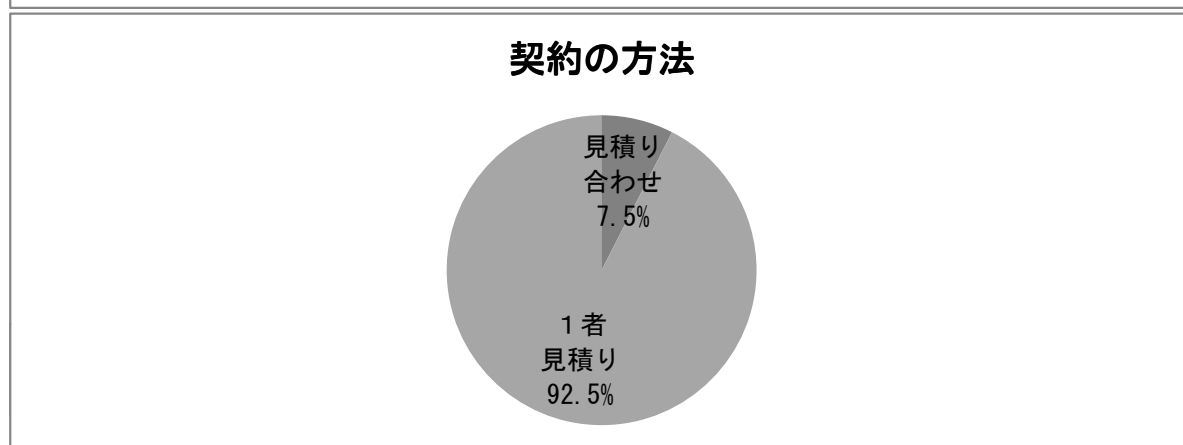
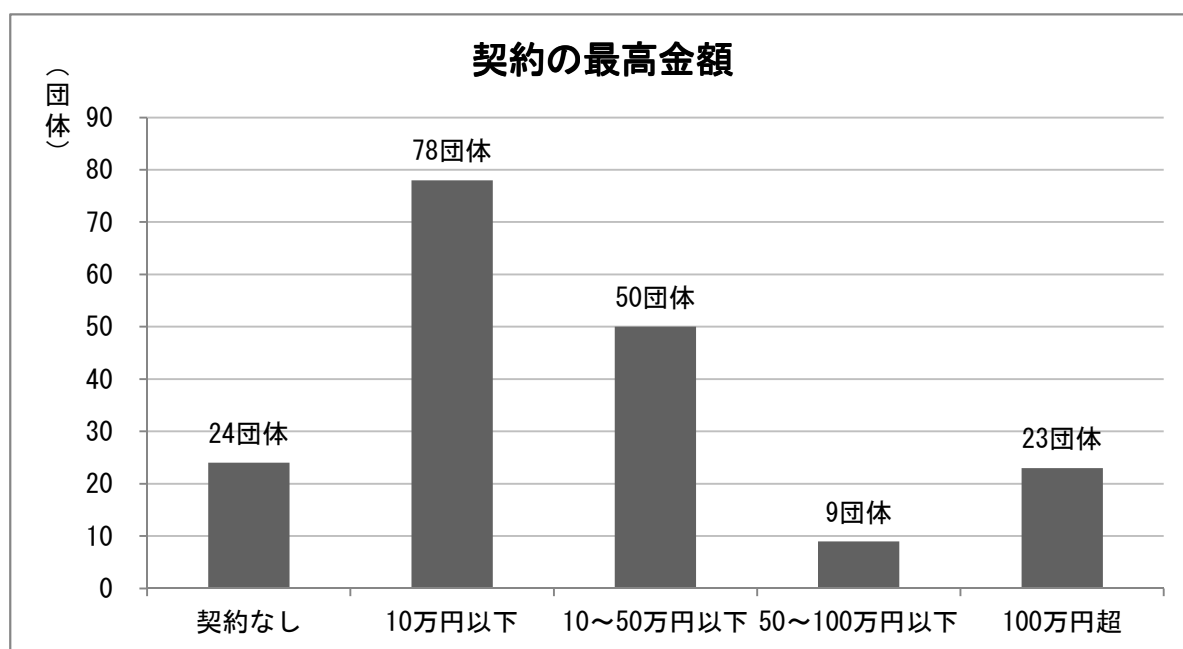
区等名	契約又は 会計事務 がない	10万円 以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円 超	無回答 その他	合計
北区役所	2	7	5	1	1	0	16
上京区役所	3	6	2	2	2	3	18
左京区役所	1	7	4	1	0	8	21
中京区役所	1	5	4	1	1	0	12
東山区役所	1	8	1	0	3	0	13
山科区役所	1	9	3	1	2	1	17
下京区役所	1	8	6	0	3	0	18
南区役所	4	2	6	0	3	2	17
右京区役所	4	6	7	1	1	2	21
西京区役所	0	10	4	0	1	0	15
洛西支所	0	2	1	0	0	0	3
伏見区役所	6	6	5	2	3	1	23
深草支所	0	1	2	0	2	0	5
醍醐支所	0	1	0	0	1	1	3
合計	24	78	50	9	23	18	202
割合	11.9	38.6	24.8	4.5	11.4	8.9	100.0

最高金額 3,286,500 円

ケ 上記の契約の方法

（単位：団体，％）

区等名	入札	プロポー ザル	見積り 合わせ	1者 見積り	小計	契約なし 等	合計
北区役所	0	0	2	12	14	2	16
上京区役所	0	0	0	12	12	6	18
左京区役所	0	0	0	12	12	9	21
中京区役所	0	0	1	10	11	1	12
東山区役所	0	0	1	11	12	1	13
山科区役所	0	0	1	14	15	2	17
下京区役所	0	0	4	13	17	1	18
南区役所	0	0	1	10	11	6	17
右京区役所	0	0	1	14	15	6	21
西京区役所	0	0	0	15	15	0	15
洛西支所	0	0	0	3	3	0	3
伏見区役所	0	0	0	16	16	7	23
深草支所	0	0	0	5	5	0	5
醍醐支所	0	0	1	1	2	1	3
合計	0	0	12	148	160	42	202
割合	0.0	0.0	7.5	92.5	100.0		



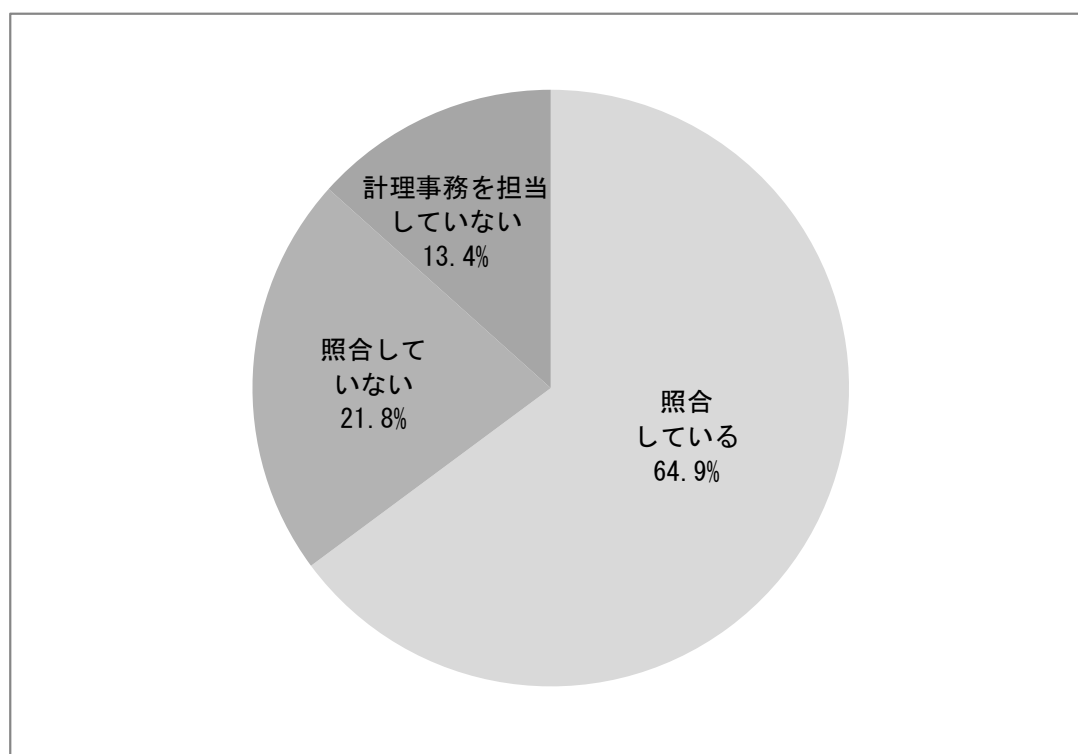
(4) 決算監査等の状況

ア 定期的な照合（注）の実施

（単位：団体，％）

区等名	団体数				割合		
	照合 している	照合して いない	計理事務 を担当し ていない	合計	照合 している	照合して いない	計理事務 を担当し ていない
北区役所	15	0	1	16	93.8	0.0	6.3
上京区役所	12	2	4	18	66.7	11.1	22.2
左京区役所	19	1	1	21	90.5	4.8	4.8
中京区役所	9	1	2	12	75.0	8.3	16.7
東山区役所	12	0	1	13	92.3	0.0	7.7
山科区役所	15	0	2	17	88.2	0.0	11.8
下京区役所	17	1	0	18	94.4	5.6	0.0
南区役所	2	10	5	17	11.8	58.8	29.4
右京区役所	6	12	3	21	28.6	57.1	14.3
西京区役所	12	2	1	15	80.0	13.3	6.7
洛西支所	2	1	0	3	66.7	33.3	0.0
伏見区役所	4	12	7	23	17.4	52.2	30.4
深草支所	3	2	0	5	60.0	40.0	0.0
醍醐支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
合計	131	44	27	202	64.9	21.8	13.4

注 1 箇月に1回以上の頻度での担当者以外の者による証拠書類、現金預金残高及び会計帳簿の照合確認



イ 予算及び決算についての総会等の認定の状況

(単位：団体，％)

区等名	団体数				割合		
	認定を受けている	認定を受けていない	会計事務がない	合計	認定を受けている	認定を受けていない	会計事務がない
北区役所	9	6	1	16	56.3	37.5	6.3
上京区役所	15	1	2	18	83.3	5.6	11.1
左京区役所	13	7	1	21	61.9	33.3	4.8
中京区役所	10	1	1	12	83.3	8.3	8.3
東山区役所	10	2	1	13	76.9	15.4	7.7
山科区役所	15	2	0	17	88.2	11.8	0.0
下京区役所	17	1	0	18	94.4	5.6	0.0
南区役所	9	6	2	17	52.9	35.3	11.8
右京区役所	18	1	2	21	85.7	4.8	9.5
西京区役所	14	1	0	15	93.3	6.7	0.0
洛西支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
伏見区役所	15	2	6	23	65.2	8.7	26.1
深草支所	5	0	0	5	100.0	0.0	0.0
醍醐支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
合計	156	30	16	202	77.2	14.9	7.9

ウ 団体の監事等による決算監査の実施状況

(単位：団体，％)

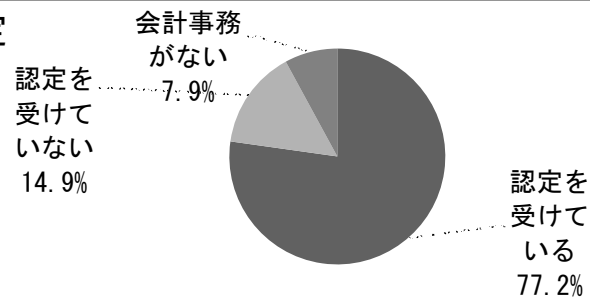
区等名	団体数				割合		
	実施している	実施していない	会計事務がない	合計	実施している	実施していない	会計事務がない
北区役所	12	3	1	16	75.0	18.8	6.3
上京区役所	15	1	2	18	83.3	5.6	11.1
左京区役所	18	2	1	21	85.7	9.5	4.8
中京区役所	10	1	1	12	83.3	8.3	8.3
東山区役所	10	2	1	13	76.9	15.4	7.7
山科区役所	16	1	0	17	94.1	5.9	0.0
下京区役所	16	2	0	18	88.9	11.1	0.0
南区役所	12	3	2	17	70.6	17.6	11.8
右京区役所	18	1	2	21	85.7	4.8	9.5
西京区役所	14	1	0	15	93.3	6.7	0.0
洛西支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
伏見区役所	15	2	6	23	65.2	8.7	26.1
深草支所	5	0	0	5	100.0	0.0	0.0
醍醐支所	3	0	0	3	100.0	0.0	0.0
合計	167	19	16	202	82.7	9.4	7.9

エ 所管部局又は第三者機関の監査の実施状況

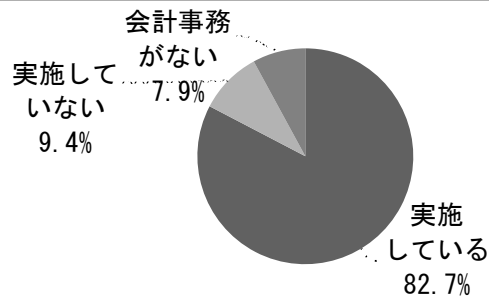
(単位：団体，％)

区等名	団体数				割合		
	実施 している	実施して いない	会計事務 がない	合計	実施 している	実施して いない	会計事務 がない
北区役所	7	8	1	16	43.8	50.0	6.3
上京区役所	2	14	2	18	11.1	77.8	11.1
左京区役所	1	19	1	21	4.8	90.5	4.8
中京区役所	5	6	1	12	41.7	50.0	8.3
東山区役所	2	10	1	13	15.4	76.9	7.7
山科区役所	2	15	0	17	11.8	88.2	0.0
下京区役所	1	17	0	18	5.6	94.4	0.0
南区役所	3	12	2	17	17.6	70.6	11.8
右京区役所	4	15	2	21	19.0	71.4	9.5
西京区役所	4	11	0	15	26.7	73.3	0.0
洛西支所	0	3	0	3	0.0	100.0	0.0
伏見区役所	3	14	6	23	13.0	60.9	26.1
深草支所	0	5	0	5	0.0	100.0	0.0
醍醐支所	0	3	0	3	0.0	100.0	0.0
合計	34	152	16	202	16.8	75.2	7.9

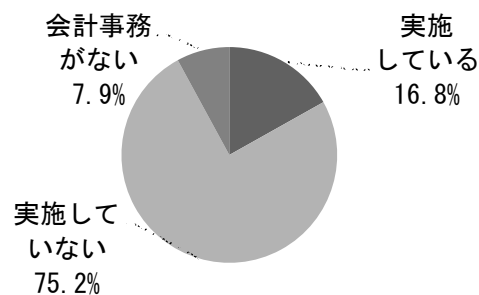
総会の認定



監事等監査



第三者監査



(監査事務局)